

ブラジルの簡易裁判所 (Juizado Especial) へ

消費者被害の救済

——ポルトアレグレ市及びサンパウロ市における聞き取り調査とともに——

前 田 美 千 代

- 一 はじめに
- 二 簡易裁判所制度の漸次拡充と消費者事件
- 三 州民事簡易裁判所 (Juizado Especial Cível Estadual: JEC) の手続と上訴制度
- 四 結びに代えて

一 はじめに

1 消費者被害と救済制度

国民生活センターの統計によれば、全国の消費生活相談窓口に寄せられる消費者相談は年間約九〇万件に上る⁽¹⁾。これらの救済の選択肢として、消費生活センターの助言のもと消費者が事業者と直接交渉する「自主交渉」、消

費生活相談員の仲介による「あっせん」、及び、事業者団体、弁護士会、行政などが運営する「ADR（裁判外紛争解決手続）」が用意されている。いずれも強制力を伴う法的解決ではなく、そもそも相手方が話し合いに応じない場合や深刻な対立のある事案は、裁判所を利用するほかに、民事訴訟法に定められた手続に従って「訴訟」を行うことが有効な法的選択肢となる。⁽³⁾

裁判所を利用した消費者被害の救済手段として、「訴訟」という選択肢が確定判決を得て強制執行ができる極めて強力な被害救済の最後の砦でありながら、従来型の個別的救済は、消費者被害の法的救済手段として十分とはいえない状況にあった。個別的救済としては、「訴訟」手続の専門家である弁護士に報酬を支払って依頼するほか、六〇万円以下の金銭支払いに限り、一回の期日で審理を終えて判決することを原則とする「少額訴訟手続」が制度化されている（民事訴訟法三六八条以下）。⁽⁴⁾ 後者は、消費者被害のようにそもそも請求額が少額のため弁護士費用をかければ費用倒れとなる場合に簡易迅速な救済を実現する有効な手段であるが、金額が限定されていることや消費者自身が訴訟手続をしなければならないことからあまり利用が進んでいない実態がある。⁽⁵⁾ そこで、集团的救済として、二〇〇六年から消費者団体訴訟制度（差止請求権）が導入され、また二〇一六年一〇月から施行された消費者裁判手続特例法では、消費者の負担を最小限とした損害賠償の集团的救済の仕組みを実現した。⁽⁶⁾

2 本稿の問題意識

消費者裁判手続特例法の制度が、一九九〇年ブラジル消費者保護法典の同種個別的利益（interestes individuais homogêneos）保護のための集団訴訟制度（八一条補項三号及び九一条〜一〇〇条）を参考とし、二段階型の訴訟手続や特殊な判決効拡張制度を採用したことは良く知られている。⁽⁷⁾ わが国の制度はまだ施行されて間もないことや適用範囲の限定などで、同法に基づく訴訟は未だ提起されていないが、本国ブラジルでは約三〇年の集団訴訟実

務の中で多くの事例が集積している。ただ、ブラジルにおいても、消費者被害の救済制度として、交渉型・強制型、個別型・集団型の様々なチャンネルが用意されており、差止請求はともかく損害賠償請求については集団訴訟が唯一の選択肢でもなければ効率的に有効な選択肢とはいえない場合もある。実際、ブラジルでは、集団訴訟制度そのものの改良と並んで、個別・集団を問わず交渉型救済制度の充実が目指されており、二〇一五年新民訴訟法典では明文規定も設けられた(三条三項)⁽⁹⁾。そこで、本稿では、被害救済を求める個別消費者の行動原理と訴訟活動に着目しつつ、本国ブラジルにおける消費者被害救済制度の全体像を俯瞰して、集団訴訟制度を相対化することを試みた。とはいえ、民事訴訟法の専門家でない筆者が取り組むには力不足の感が否めず、多くの批判を受けて自らブラジル法をさらに深く知る機会となることを願う次第である。

3 司法統計から見るブラジルの消費者事件と受訴裁判所

ブラジル司法調査センター (Centro Brasileiro de Estudos e Pesquisas Judiciais: CEBEPEJ) による司法統計では、連邦高等司法裁判所 (Superior Tribunal de Justiça: STJ)⁽¹⁰⁾ 及び司法権 (Poder Judiciário) 全体⁽¹¹⁾ とともに、第二審裁判所全体、第一審裁判所全体、簡易裁判所専属第二審にあたる上訴機関 (Turma Recursal) 全体⁽¹²⁾、簡易裁判所全体、並びに、州裁判所全体、州第二審裁判所全体、州第一審裁判所全体、州上訴機関全体、州簡易裁判所全体といった裁判所別⁽¹³⁾、かつ、労働法、民法、消費者法、租税法、社会保障法、労働民事手続法、刑法、行政法等の法分野別の訴訟件数上位グラフが公表されている。

これらのグラフの比較対照から読み取れる注目すべき事実は、消費者事件を取り扱うことが多い州裁判所の中でも、とりわけ州簡易裁判所及びその専属の上訴機関に係属する消費者事件が相当の割合で存在するということである。州裁判所を取り扱う既述の五つのグラフの中で、ランクインしている消費者法分野の総計では、州簡易

裁判所のグラフが最多の割合 (三一・一一%) を示し、これに続いて僅差で二番手となるのが州簡易裁判所の第二審にあたる州上訴機関 (三〇・八三%) であり、通常裁判所の控訴審で州内最終審となる州第二審裁判所のグラフにランクインしている消費者法分野の総計割合 (二三%) と比べ二〇ポイント近く上回っている。そしてまた、州簡易裁判所とその第二審の州上訴機関ともにはほぼ同割合であることから、多くが上訴されており、簡易迅速な救済が実現されていない実状もうかがえる。

4 州簡易裁判所及びセジユスキ (CEJUSC) への訪問調査

筆者は二〇一七年七月にブラジルへ渡航し、リオ・グランヂ・ド・スール州の州都ポルトアレグレ市及びサンパウロ州の州都サンパウロ市において、州簡易裁判所及び行政型 ADR 機関のセジユスキ (Centro Judiciário de Solução de Conflitos e Cidadania: CEJUSC) を訪問し、担当判事や関係者に聞き取り調査を行った。本稿は、リオ・グランヂ・ド・スール州裁判所のクラリッサ・コスタ・ヂ・リマ (Clarissa Costa de Lima) 判事及びカレン・リック・ダニレヴィクス・ベルトンセロ (Karen Rick Danilievicz Bertonecello) 判事、並びに、サンパウロ州簡易裁判所ピニエイロス支部のクラウヂア・トメ・トニ (Cláudia Thomé Toni) 判事へのインタビュ調査から得られた知見を含むものである。

サンパウロ州簡易裁判所ピニエイロス支部は、サンパウロ市内に二九ある州簡易裁判所の一つであり、インタビュに応じたクラウヂア・トニ判事は消費者事件を含む民事部門の統括責任者である。同支部では、裁判所書記部 (cartório) に一三名の専任書記官、四名の大学法学部生の研修生及び五名の高校生の研修生が配属されている。法学部生の研修生は訴え (Pedido) の書面作成など法的業務に従事しているが、高校生の研修生は主にカウンター (balcão) での対応⁽¹⁹⁾など非専門的な業務に従事している。同支部では、月平均、約三五〇件を民事、刑

事等の各部門に振り分けて担当しているとのことである。

二 簡易裁判所制度の漸次拡充と消費者事件

1 現行の簡易裁判所制度

(一) 州民事・刑事簡易裁判所、連邦民事・刑事簡易裁判所及び税務簡易裁判所

ブラジルの簡易裁判所 (Juizados Especiais) は、一九八八年連邦憲法九八条I号の規定を受けて、一九九五年九月二六日の法律第九〇九九号により設置された組織である。この法律では、一条で「民事及び刑事の簡易裁判所は……調停 (concliação)」、訴訟手続 (processo)」、裁判 (juizamento) 及び執行 (execução) のために、連邦直轄区においては連邦 (União)」、並びに州 (Estados) により設置される」と定めるとおり、州の民事簡易裁判所 (Juizado Especial Cível: JEC) 及び刑事簡易裁判所 (Juizado Especial Criminal: JECRIM) に関して規律する。

ブラジルは、連邦制のもとで、連邦、州の二元的な裁判所制度を採用しているが、一九九九年の連邦憲法修正第二二号を受けて成立した二〇〇一年七月一六日の法律第一〇二五九号で、新たに、連邦裁判所における民事及び刑事の簡易裁判所の設置が定められ、州裁判所と連邦裁判所の管轄権の区分 (連邦憲法一〇九条参照²²) に対応する形で、州簡易裁判所 (Juizado Especial Estadual: JEE) と連邦簡易裁判所 (Juizado Especial Federal: JEF) の管轄権の分担が確立された。

続いて、二〇〇九年二月二二日の法律第一二二五三号により、州、連邦直轄区及び市町村における税務簡易裁判所 (Juizado Especial da Fazenda Pública: JEF-P) の設置が定められた。

連邦民事簡易裁判所 (二〇〇一年法第一〇二五九号三条本文) 及び税務簡易裁判所 (二〇〇九年法第一二二五三号

二条本文)の事物管轄について、両者とも訴額が最低賃金の六〇倍以下の事件とされ、訴額が絶対的要件となっているのに対し、州民事簡易裁判所の事物管轄については、後述するように、訴額が重要なファクターではあるものの絶対的要件ではない。

(二) 簡易裁判所の地域的特殊性

連邦憲法二四条X号では、連邦、州及び連邦直轄区の立法権に属する事項として、「少額裁判所の設置、機能及び訴訟」と定めるとともに、一九九五年簡易裁判所法(第九〇九九号)九三条でも「州法が、民事及び刑事の簡易裁判所制度、その組織、構成及び管轄について規律する」と定めているため、簡易裁判所のあり方については州ごとに多少のばらつきがある。

サンパウロ州、リオ・デ・ジャネイロ州、連邦直轄区(ブラジリア)などの空港には空港簡易裁判所(Juizado Especial Aeroporto)が設置されており、便の遅延やキャンセル、オーバーブッキング、預け荷物等のトラブルに対応している。航空会社はプロコン(わが国の消費生活センターに類似する公的機関)に寄せられる苦情相談の常連であるとともに、航空会社を相手取った全国規模の消費者集団訴訟が提起されている⁽²⁵⁾。こうして、空港簡易裁判所の設置は消費者被害救済と深い関係を有する⁽²⁶⁾。

また、主としてサッカーの試合中やその前後に生じるスポーツ・アクティビティ関連の民事・刑事事件を取り扱うサポーター簡易裁判所(Juizado Especial Torcedor)が設置されている州もある(パラナ州、サンパウロ州、リオ・デ・ジャネイロ州、ペルナンブコ州など)。サッカースタジアムで生じる乱闘事件の対応のみならず、二〇〇三年に制定されたサポーター保護法(Estatuto de Defesa do Torcedor)の下で、消費者たるサポーターの権利保障もその目的とされている⁽²⁷⁾。

より直接的に、消費者事件に特化した簡易裁判所を民事簡易裁判所とは別に設置している州もある。マラニャオ州の民事・消費関係簡易裁判所 (Juizado Especial Cível e das Relações de Consumo) やペルナンブコ州の消費関係簡易裁判所 (Juizado Especial das Relações de Consumo) がこれに該当する。

(三) 巡回簡易裁判所 (Juizados Especiais Itinerantes)

(1) 二〇〇四年連邦憲法修正第四五号——司法改革——

「司法改革 (Reforma do Judiciário)」と呼ばれた二〇〇四年の連邦憲法修正第四五号により、連邦憲法に一〇七条二項⁽²⁹⁾ (連邦地域裁判所の巡回裁判所設置)、一一五条一項⁽³¹⁾ (労働地域裁判所の巡回裁判所設置) 及び一二五条七項⁽³²⁾ (各州の司法裁判所の巡回裁判所設置) が追加された。このうちの州裁判所に關する一二五条七項を受けて成立した二〇一二年一〇月一七日の法律第一二七二六号により、一九九五年簡易裁判所法 (九〇九九号) に九五条補項が追加され、州の巡回簡易裁判所 (Juizados Especiais Itinerantes) の設置に關する明文規定が置かれた⁽²⁸⁾。連邦裁判所 (連邦憲法一〇七条二項参照) に関しては、上述の連邦簡易裁判所設置に關する二〇〇一年七月一六日の法律第一〇二五九号二二条補項において、「連邦判事は、状況の要請に応じて、一〇日前の連邦地域裁判所の事前許可を経て、巡回簡易裁判所の運用を決定することができる」と定められた。

(2) 州ごとの巡回簡易裁判所の取り組み

上述のとおり、連邦憲法及び一九九五年法が簡易裁判所の州立法による規律を定めていたため、二〇一二年以前から巡回簡易裁判所を設置していた州も多くある。

サンパウロ州の州巡回簡易裁判所は一九九八年八月一日に設置された⁽²⁹⁾。現行の民事簡易裁判所の管轄権が認められる上限額 (弁護士同伴の場合) と同様、訴額が最低賃金 (salário mínimo)⁽³⁰⁾ の四〇倍以下の場合にパンヤト

レーラーが法廷になりかわった。⁽³¹⁾このようなトレーラー法廷は、教会や学校の校庭、警察署、スーパーマーケットなどに設置される。取り扱う事件の種類として、近隣トラブルや自動車事故と並び、貸金請求、自動車ローン(consorcio)⁽³²⁾、健康保険、購入した商品が届かないといった多くの消費者事件がある。二名の判事、二名の書記官及び一名の弁護士を乗せた二台のトレーラーで巡回し、そのうちの一台は初回手続を専門に行い、もう一台のトレーラーで事前に日程調整された調停や審理と裁判(「審判」)を行う。手続方法は、初回手続として書記官の下で予め準備された申立書に必要事項を記入し、それから約半月から一月後に同じ場所にトレーラーが巡回して調停及び審理と裁判(「審判」)をその場でいい判決を出す。上訴が可能であり、審理と裁判(「審判」)による判決に対する不服申立ては、常設簡易裁判所の場合と同様、審理と裁判(「審判」)から一〇日以内に行われる(一九九五年簡易裁判所法四二条二項)。

連邦直轄区(ブラジリア)の巡回簡易裁判所は、一九九九年四月一六日に設置された。曜日を決めてバスで巡回するシステムで、各市町村にある警察署や公民館といった公共施設を利用して活動する。手続方法はサンパウロ州と同じで、初回手続から約一月後に同じ場所にバスが巡回し、多くの場合は同日中に調停が成立して終了するか審理と裁判(「審判」)により判決が出て終了する。

リオ・デ・ジャネイロ州でも、曜日を決めて州全体で二五か所の拠点を二週間ごとに専用バスで巡回する。パラナー州も一五日おきに巡回するシステムのため、初回手続から一五日後に調停が行われることになる。

アマゾン川河口に多数の島があるブラジル北東部のアマパー州は、一九九六年三月二二日にブラジル初の河川巡回簡易裁判所(Juizado Especial Fluvial)を設置した。このような船上法廷は、同じくアマゾン川流域のアマゾナス州(二〇〇三年)⁽³⁴⁾やパラ州(二〇一四年)、パラグアイ川上流のマット・グロソ・ド・スール州(二〇一六年)などに設置されている。

この他、環境巡回簡易裁判所 (Juizado Volante Ambiental: JUVAM) や交通巡回簡易裁判所 (Juizado Especial de Trânsito) を設置している州もある。

2 非公式な少額裁判所設置から連邦法制定へ

(一) 少額裁判所のパイオニア——リオ・グランヂ・ド・スール州裁判所——

現行簡易裁判所の前身として、一九八四年に設置された少額裁判所 (Juizado Especial de Pequenas Causas) が存在する⁽³⁵⁾。少額裁判所は、リオ・グランヂ・ド・スール州裁判所リオ・グランヂ裁判区第二民事部の判事であったアントニオ・タンジェル・ジラルデン (Antônio Guilherme Tanger Jardim) を責任者として、リオ・グランヂ・ド・スール判事協会「アジュリス」(Associação dos Juizes do Rio Grande do Sul: Ajuris) の支援の下、非公式の少額裁判所として一九八二年七月二三日に同裁判区に試験導入的に設置された調停仲裁審議会 (Conselhos de Conciliação e Arbitramento)⁽³⁶⁾ をその起源とする⁽³⁷⁾。同審議会では、通貨価値修正付国債 (Obrigações Reajustáveis do Tesouro Nacional: ORTN)⁽³⁸⁾ の四〇倍までの訴額の事件につき裁判外の解決が目指された⁽³⁹⁾。調停人には元判事、元検事、弁護士や法学教授などが選任され、夜間に話し合いが行われた。当時は、養育費に関する問題や夫婦間の揉め事といった親族法分野の事件が最多を占めた⁽⁴⁰⁾。全一八条の審議会規則によれば、調停が成立すると、当事者間の合意内容を記した証書が発行され、不調に終わった場合は仲裁に移行することが定められ、最終的な仲裁判断は法的拘束力と執行力を有した⁽⁴²⁾。翌一九八三年になると、リオ・グランヂ・ド・スール州の他の裁判区に広がる⁽⁴³⁾とともに、パラナ州及びバイア州にも少額事件の裁判外紛争処理を担う同様の審議会が設置され、その後ブラジル全域に広がった⁽⁴⁴⁾。一九八四年に連邦レベルの少額裁判所法 (法律第七二四四号) が成立すると、リオ・グランヂ・ド・スール州は、国内で同連邦法を受容した第一号となる少額裁判所設置に関する一九八六年一月一

○日の州法第八一二三号を制定し、改めて当該制度のパイオニアとなった。一九九一年には、少額裁判所の組織に関する州法第九四四二号及び第九四四六号を制定し、上述の調停仲裁審議会に由来する監督審議会 (Conselho de Supervisão) を基盤として、⁽⁴⁶⁾ 州裁判所からは独立した組織と管轄権を有する少額裁判所の存在意義を再確認した。

(二) 州裁判所実務の懸念と軍事政権の思惑

公式の少額裁判所設置に向けた動きは、上述のリオ・グランヂ・ド・スール州裁判所の実務上の経験とともに、民政移管を公約したファイゲイレード軍事政権下 (一九七九～一九八五年) の行政改革省 (Ministerio da Desburocratização) (一九七九～一九八六年) のイニシアティブによるものである。⁽⁴⁷⁾ ただ、少額裁判所設置という目標を共有しながら、州裁判所実務の懸念と軍事政権の思惑は全く異なっていた。ゆえに、司法権組織内に少額裁判所を設置することは必ずしも当然の成り行きではなかった。

リオ・グランヂ・ド・スール州裁判所の調停仲裁審議会を支援したりオ・グランヂ・ド・スール判事協会「アジュリス」の判事らの懸念は、経済的理由で司法制度利用を断念する市民への法律扶助とともに、裁判に時間と費用がかかるために司法制度利用を断念する市民の司法アクセスを拡大し得る通常訴訟に代わる代替手段の確保にあった。これに対して、当時の政権は、軍政から民政への移管に向け、国家・行政機関の効率化・現代化を目指しており、行政主導で司法権組織の外に少額事件を担当する特別な機関を設置する可能性も十分あり得た。⁽⁴⁸⁾ リオ・グランヂ・ド・スール州裁判所の調停仲裁審議会が実績を上げ成功事例となっていたこと⁽⁴⁹⁾で、司法主導の下その組織内に少額裁判所を設置することが確定的となったのである。⁽⁵⁰⁾

(三) 学理的先導、日本法との接点——サンパウロ大学法学部訴訟法講座——

少額裁判所法（法律第七二四四／八四号）の制定につながった理論的礎として、当時のサンパウロ州高等裁判所判事でサンパウロ大学法学部教授（民事訴訟法）のカスオ・ワタナベを中心とした比較法の学術的成果を指摘しなければならぬ⁽⁵¹⁾。主としてアメリカ合衆国ニューヨーク州の少額裁判所スモール・クレームズ・コート（Small Claims Court）から着想を得て、手続方式原則としての略式主義（informalidade）や口頭主義（oralidade）に加え、少額裁判所と通常民事裁判所間の選択可能性、法人の原告適格の否認、弁護士代理によらない訴訟手続、強制力を伴う仲裁といった制度を取り入れつつも、ニューヨーク州の制度と決定的に異なる点として調停前置主義を採用した⁽⁵⁴⁾。この要因として、リオ・グランデ・ド・スール州の調停仲裁審議会の成功に加え、少額裁判所法の起草者の一人であったワタナベが着目したのは日本の示談や調停といった和解的紛争解決の法文化であった⁽⁵⁵⁾。

そもそも国家の機能である裁判権は、紛争中の利益の当事者に代わり、国家が正義に基づいて公平に紛争を平定すべく存在するところ⁽⁵⁶⁾、訴訟件数の増加、裁判の遅延、裁判費用などにより、国家が全ての紛争を解決することができなくなっている。ワタナベは、紛争が解決されないままとなる司法への非アクセスの現象を捉えて「内包的紛争性（*injosidade contida*）」と命名し、この問題は司法の認識に達しただけにとどまらず、人間の疎外感と不満を増悪し、国家によって対応されない紛争が増大すれば、ひいては社会の平穏と平和にとって大きなリスクとなると説いた⁽⁵⁷⁾。和解を重視した代替的紛争解決手段（ADR）の提案は、一九八〇年代ブラジルの治安問題を背景に、ワタナベの造語による「内包的紛争性（*injosidade contida*）」とともに、広くブラジル社会と法曹界に行き渡ることとなった。

サンパウロ大学法学部訴訟法講座におけるワタナベの同僚で非日系の教授らの後押しもあった。起草作業にも

携わったカンデド・ヂナマルコ (Cândido Rangel Dinamarco) は、人口過密、貧困及び暴力によりゆとりなく苦悶する都市部における紛争増加に伴い、現代社会の生活様式の基本的要請に対して示す現代法の回答が少額裁判所法であると論じた。⁽⁵⁸⁾ また、少額裁判所の目的の一つとして、調停を中核とした新たな訴訟実務の試験場となることで、通常民事訴訟実務への影響も期待した。⁽⁵⁹⁾ 同じく、アダ・ペレグリーニ・グリーノヴェル (Ada Pellegrini Grinover) も、調停人や非職業裁判官の活動を通じ、司法運営への社会参加あるいは司法を通じた社会参加を指摘し、このことが長期的かつ決定的に平和的文化の促進につながるとした。⁽⁶⁰⁾

三 州民事簡易裁判所 (Juizado Especial Cível Estadual: JEC) の手続と上訴制度

1 管轄権

(一) 事物管轄

(1) 「複雑性の乏しい民事事件」と訴額

一九九五年簡易裁判所法 (第九〇九九号) 三条本文では、州民事簡易裁判所 (JEC) の調停 (concliação)、訴訟手続 (processo) 及び裁判 (julgamento) の管轄権が及ぶ「複雑性の乏しい民事事件 (causas cíveis de menor complexidade)」に該当するケースとして、⁽⁶¹⁾ 訴額が最低賃金 (salário mínimo) の四〇倍を超えない事件 (I号)、民事訴訟法二七五条II号に列挙された事件 (II号)、⁽⁶²⁾ 申立人本人の使用にかかる不動産明渡請求事件 (III号)、⁽⁶³⁾ 本条I号所定の価格を超えない不動産に関する占有訴権 (IV号) を列挙する。

I号に関して、二〇一七年の最低賃金は九三七レアル (約三二五〇〇円) であり、この四〇倍を超えない三七四八〇レアル (約一三〇万円強) 以下の訴額につきJECへの申立てが可能である。なお、同法九条本文で、訴

額が最低賃金の二〇倍以下であれば弁護士を同伴せず申立てを行うことができ、それ以上であれば弁護士の同伴が義務付けられている。したがって、訴額が最低賃金の二〇倍以上四〇倍以下の場合には弁護士を同伴する必要がある。また、民事簡易裁判所の第一審第二段階目の手続である審理と裁判(審判)においてのみ、限度額を超える部分については放棄しなければならないことが定められており、調停に関しては、この限度額要件が除外されている(三条三項)。

連邦高等司法裁判所(STJ)第三小法廷二〇〇九年四月二八日決定⁽⁶⁵⁾では、I号からIII号は重疊的要件ではなく、II号とIII号に関しては訴額が最低賃金の四〇倍を超える場合もJECの管轄権が認められるとし、IV号の場合のみ明文化されているとおり例外的に訴額が絶対条件となることを判示した。同決定によれば、「もしI号からIV号全てについて訴額の限度額を要件化するなら、IV号のみではなく三条本文にその定めが置かれるはずであり、実際に少額裁判所に関する法律第七二四四/八四号の三条はそのような規定となっていた。⁽⁶⁶⁾しかし、簡易裁判所に関する法律第九〇九九/九五号は、その九七条により法律第七二四四/八四号を廃止したことにより、新たな管轄権の基準を設定したのであり、法律第九〇九九/九五号の三条所定のI号からIV号はそれぞれ独立要件となったということである。さらに、一九九五年法三条II号が言及する民事訴訟法二七五号II号では、『その訴額に関らず(qualquer que seja o valor)』と明確に定められていることも考慮に入れるべきである。最低賃金の四〇倍を超える場合は簡易裁判所ではなく通常裁判所のみが管轄権を有する一般略式訴訟手続(procedimento comum sumário)のみよるとの解釈は、簡易裁判所と通常裁判所を自由に選択し得る権利を含む、司法アクセスにおける市民の平等処遇という連邦憲法(五条XXXV号)の理念にも反することになる。最後に、一九九五年法三条三項所定の『本条所定の限度額を超える債権の放棄』は、同条の限度額要件にのみ適用されることが明白である』。

(2) 執行

J E C の執行 (execução) が認められる範囲 (三条二項) として、当該簡易裁判所の判決の執行 (I号)、及び、(当事者適格に関する) 本法八条一項を遵守した上で、訴額が最低賃金の四〇倍以下の裁判外執行名義の執行 (II号) が可能である。かつての少額裁判所法ではこのような判決の執行に関する定めは置かれていなかった。⁽⁶⁷⁾

三条一項II号に関連して、検察庁の行う行動調整合意の執行を簡易裁判所で行うことが可能となっている。二〇一二年以降、各州の検察庁では、違反事業者との間で締結された行動調整合意を公示することを目的とするウェブサイト『消費者・勝利者 (Consumidor Vencedor)』を運営しており、行動調整合意が個別消費者への金銭の支払いを含む場合は、三条一項II号に基づき最寄りの簡易裁判所に申し立てることができる。同様に、同種個別的利益の集団訴訟の二段階目にあたる判決清算手続 (わが国の簡易確定手続に相当) (ブラジル消費者保護法典九七条及び九八条) について、同ウェブサイトでは、一般弁護士及び公共弁護士 (defensor público) への個別相談とともに、⁽⁶⁹⁾ 最寄りの簡易裁判所への消費者自身による個別申立てが推奨されている。

(3) 管轄権の除外

簡易裁判所法三条に該当するケースであっても、扶養、破産、税務の性質を有する事件及び国庫・財務当局の利益に関する事件、並びに、労働事故、残余財産 (resíduos)⁽⁷⁰⁾、人の身分及び能力に関わる事件は、たとえ財産的特徴を有する場合でも、簡易裁判所の管轄権から除外される (三条二項)。これらの場合には通常、少額であっても事実上及び法律上の複雑性を伴うことがその理由である。⁽⁷¹⁾ なお、国家簡易裁判所集会 (Forum Nacional de Juizados Especiais FONAJE)⁽⁷²⁾ 要旨 (Enunciado) 3により、州法などの地域法による管轄権の拡大は認められていない。

(二) 土地管轄

一九九五年簡易裁判所法(第九〇九九号) 四条では、被告の住所地、又は、原告の判断で、被告が職業的若しくは経済的活動を行う場所又は営業所等を有する場所(Ⅰ号)、債務が履行されるべき場所(Ⅱ号)、あらゆる種類の損害賠償請求においては、原告の住所地又は行為地若しくは事実発生地(Ⅲ号)が法廷地となると定められている。二〇一五年民事訴訟法との関係では、Ⅰ号は四六条、Ⅱ号は五三条Ⅲ号d)、及び、Ⅲ号は五三条Ⅳ号及びⅤ号にそれぞれ対応する規定となっている。

2 裁判官 (Juiz)、調停人 (Conciliadores) 及び非職業裁判官 (Juizes Leigos)

(一) 職業裁判官

裁判官となる国家試験の受験資格は、三年間の法律実務経験を経て得ることができる。検察官や公共弁護士になる場合も同様の要件がある。通常は、法学部(五年間)卒業後、各州の弁護士会(Ordem dos Advogados do Brasil: OAB)が行う司法試験を受験して弁護士となり、法律事務所に所属するほか社内弁護士として勤務して三年間の法律実務経験の要件を満たすことになる。⁽⁷³⁾

キャリア裁判官制度の下、伝統的な民事裁判制度のスペシャリストとして対審・判決の訴訟手続運営が求められてきた一方で、簡易裁判所実務においては、いわばジェネラリストとして調停人や非職業裁判官のリーダーたるべきことが求められる⁽⁷⁴⁾。職業裁判官に対する適切なトレーニングの不足が指摘されている。職業裁判官が調停人や非職業裁判官のチームと会合を持つ時間は月平均約二時間とのことである。調停開始時に当事者からの信頼を獲得し、調停の有用性を認識させ融和的な雰囲気作りのために、調停人を指揮して運営する職業裁判官のリーダーシップは欠かせないものとなる。とにかく合意を引き出せばよいのではなく、両当事者にとって合理的

かつ受諾可能な合意でなければ、当事者にとって意味がないのみならず、職業裁判官により認可（簡易裁判所法二二条補項）された合意内容が履行されなければ当該裁判所の威信失墜にもつながる。制裁条項や期限の利益喪失条項を合意に含めておくことが有用となる。⁽⁷⁵⁾ 簡易裁判所制度の諸原則との関係でも重い責務があり、かつては口頭主義について全ての手続に同席して調停人及び非職業裁判官を監督する役割が課されていた。現在は、国家簡易裁判所集会（FONTE）要旨6により、調停及び仲裁における職業裁判官の同席は義務付けられなくなった。略式主義、迅速主義の下、なるべく一回の期日での調停成立や判決が求められ、無償主義の下、弁護士費用や訴訟費用が発生しない調停段階での解決を経験に基づいて促進することは引き続き求められている。

（二） 調停人及び非職業裁判官

調停人は、法学士の中から優先的に採用される（簡易裁判所法七条本文）。また、非職業裁判官は、五年以上の弁護士経験を有する者の中から優先的に採用される（七条本文）。非職業裁判官は、その職に従事する期間、簡易裁判所に対してその弁護士活動は禁止される（七条補項）。

リオ・グランヂ・ド・スール州では、州法の定めにより簡易裁判所審議会により四年間の任期で選任され、調停人は法学士に限らず大学卒業者から広く採用されている。非職業裁判官の五年以上の実務経験についても柔軟に解釈されている。非職業裁判官の選任について、他州では、国家試験を課す場合や（マット・グロツソ州、アレ州、パラíba州）、裁判官研修所研修生から採用する場合もある（リオ・デ・ジャネイロ州、マラニャオ州）。マット・グロツソ・ド・スール州及びパラナー州では、国家試験が課されていない。現実問題として、非職業裁判官の確保が難しく、非職業裁判官が関与する規定がほぼ死文化している州も多い（アマパー州、ミナス・ジェライス州など）。

調停人のトレーニングについて、リオ・グランヂ・ド・スール州では、簡易裁判所及び行政型ADR機関のセジュスキ (CEJUSC) で業務に就くにあたり、二週間のコースを修了する必要がある。初心者にはまず経験者と二人組で調停実務を行うことや、調停後に当事者から提出される評価票システムもあり、⁽⁷⁶⁾ 実際には現場養成・実地訓練という印象を受けた。サンパウロ州もほぼ同様である。

3 当事者適格

一九九五年簡易裁判所法(第九〇九九号) 八条本文では、制限行為能力者、収監者、公法人、連邦公共企業、破産財団及び破産者の当事者適格が除外された上で、同条一項において、法人の権利の譲受人を除く、行為能力を有する自然人(I号)、二〇〇六年一月一四日の補足法第一二三号所定の個人事業主、極小企業 (micro empresas) 及び中小企業 (empresas de pequeno porte) に該当する者(II号)、一九九九年三月二三日の法律第九七九〇号所定の公共利益の民間団体組織として考慮される法人(III号)、二〇〇一年二月一四日の法律第一〇一九四号所定の中小企業信用組合(IV号)がJECにおいて手続を開始し得る当事者適格を有すると定められている。

一八歳以上の成年で(八条二項)、訴額が最低賃金の二〇倍以下であれば弁護士を同伴せず手続が可能であり、訴額が最低賃金の二〇倍以上かつ四〇倍以下の場合には弁護士の同伴が義務付けられている(九条本文参照)。また、当事者の一方が弁護士を同伴している場合には、当事者対等の原則から、他方当事者にも官選弁護士 (advogado dativo) を配置する(九条一項)。つまり、原告・被告の双方に弁護士がいなければ、弁護士なしで手続が行われるということである。サンパウロ州簡易裁判所ピニエイロス支部での聞き取り調査によれば、JECの手続の約五〇%が弁護士なしで行われるとのことである。

4 各審級における手続と上告の制限

(一) 第一審

(1) 調停 (Audiência de Conciliação)

第一審にあたるJECの手続の第一段階目として、調停が行われる。この調停は、後続する第二段階目の略式訴訟手続段階 (fase de procedimento sumarissimo) たる審理と裁判〔審判〕に對置して、予備段階 (fase preliminar) と呼ばれることもある。調停が始まると、職業裁判官又は非職業裁判官は、まず、一九九五年簡易裁判所法(第九〇九九号)三条三項所定の手続上限訴額に特に配慮した上で、訴訟のリスクと効果を示し、調停の利点に關し説明することになっている(二二条)。調停は、職業裁判官若しくは非職業裁判官又は両者の指導の下で調停人により進められる(二二条本文)。調停が成立した場合は、執行名義を有する判決を経て、書面が作成され職業裁判官により認可 (homologada) される(二二条補項)。聞き取り調査によれば、通常九〜一〇日で調停が成立して終了することである。ただし、健康保険の事案の調停は六〇日間ほどかかるとのことである。被告が出廷しない場合は、裁判官がその反対の心証を得る場合を除いて、申立てられた事実が真実とみなされ(二〇条)、職業裁判官が判決を下す(二三条)。調停が成立しなかった場合は、当事者は、両者の合意により、本法所定の仲裁裁判を選択することができる(二四条)。本法所定の仲裁裁判における仲裁人は非職業裁判官でなければならず(二四条二項)、この非職業裁判官は五年以上の弁護士経験を有する者の中から採用されることになっている(七条本文)。ところが既述のように現実には非職業裁判官の確保が難しいことが多く、調停が成立しない場合は直ちに次の段階の審理と裁判〔審判〕(Audiência de Instrução e Julgamento)に移行する。

(2) 審理と裁判〔審判〕(Audiência de Instrução e Julgamento)

第一審にあたるJEC内の手続の第二段階目として、調停期日と同日に続けて審理と裁判〔審判〕(Audiência de Instrução e Julgamento)が開始される。調停期日と同日の審理と裁判〔審判〕開始が難しい場合は、裁判官が続く一五日以内で直近の日程を定める(二七条補項)。審理と裁判〔審判〕では、当事者双方が書面又は口頭で答弁し(三〇条)⁽⁷⁷⁾、当事者の要請があれば証人尋問も行った上で、裁判官が判決を下す。非職業裁判官が審理と裁判〔審判〕を行い判決を下した場合は、直ちに職業裁判官による認可を得るか、職業裁判官が代替判決を下すことになっている(四〇条)。審理と裁判〔審判〕に移行した場合は平均九〇日間ほどかかるとのことである。⁽⁸⁰⁾なお、この審理と裁判〔審判〕では、手続遅延の原因となることから、鑑定は行われまいとのことである。ただし、裁判官が信任する専門家(técnicos de sua confiança)の意見を聞くことは可能であり(三五条)、また、当事者も専門家を証人の一人として呼ぶことができるほか、専門家の意見書を提出することもできる(三五条)。国家簡易裁判所集会(FONAJE)要旨12により、非公式な鑑定は許容されている。

(二) 第二審——控訴(apelação)と無名上訴(簡易裁判所上訴)(recurso inominado)——

審理と裁判〔審判〕に対してのみ上訴が可能であり(四一条本文)、判決から一〇日以内に書面で申立てを行う(四二条本文)。上訴審は、当該簡易裁判所に対する異議申立てという形を取らず、審理と裁判〔審判〕を担当する州簡易裁判所の各支部とは別組織となっている上訴機関(Colegio Recursal / Turma Recursal)の管轄支部が担当する。訪問調査を行ったサンパウロ州簡易裁判所ピニエイロス支部の審理と裁判〔審判〕に対する上訴審の管轄は、上訴機関ラパ支部である。⁽⁸³⁾この上訴機関では、第一審判事(juiz de direito)三名による合議制で審理が行われ判決が下される(四一条一項)。このように上訴といっても、通常訴訟の場合において州高等裁判所判事(desembargador)による審理を行う州高等裁判所への「控訴(apelação)」と異なり、簡易裁判所のそれは「無名

上訴(簡易裁判所上訴) (recurso inominado) と呼ばれ区別されている。なお、この上訴審では弁護士同伴が必須となっており(四一条二項)、弁護士費用及び訴訟費用を支払わなければならない(五五条)。原告勝訴の場合には弁護士費用及び訴訟費用ともに相手方の負担となるが、敗訴した場合には判決で命じられた金銭支払額の10%から20%の間で確定される額を訴訟費用及び弁護士費用として支払わなければならない(五五条⁽⁸⁴⁾)。また、上訴提起の効果として、移審効(efecto devolutivo)のみ認められており、当事者への回復できない損害を回避するために裁判官は確定遮断効(efecto suspensivo)を付与することができる(四三条)。

(三) 第三審

(1) 連邦最高裁判所(STF)への非常上告(recurso extraordinario)

上訴機関の判決に不服がある場合、連邦高等司法裁判所(STJ)への特別上告(recurso especial)は認められておらず(Sumula 203STJ)、憲法違反の有無が争点となり(連邦憲法一〇二条Ⅲ号a)かつ条件を充たす場合に連邦最高裁判所への非常上告のみが認められる(Sumula 640-STF⁽⁸⁶⁾)。この違いは各上告に関する連邦憲法の定めによる。非常上告に関して、連邦憲法一〇二条では本文で「連邦最高裁判所(STF)は、主として、憲法を擁護する責務を負い、次の権限がこれに属する」とした上で、Ⅲ号で「控訴審の決定が次の場合であるとき⁽⁸⁷⁾、単一審又は最終審において判決した訴訟を非常上告として裁判すること」と規定する。他方で、特別上告に関して、連邦憲法一〇五条では本文で「連邦高等司法裁判所(STJ)には下記の権限が属する」とした上で、Ⅲ号で「控訴審の決定が次の場合であるとき⁽⁸⁸⁾、連邦地域裁判所、州、連邦直轄区の裁判所による単一審又は最終審において判決した訴訟を特別上告として裁判すること」と規定する。このように、連邦高等司法裁判所(STJ)に対する特別上告は、州高等裁判所(Tribunal de Justiça)又は連邦地域裁判所(Tribunal Regional Federal)

の単一審又は最終審により下された判決に対して行われるものに限定されており、簡易裁判所の上訴機関は厳密に州高等裁判所（や連邦地域裁判所）とは異なる機関であるため、連邦高等司法裁判所（STJ）に対する特別上告の対象とならない。

(2) 連邦高等司法裁判所（STJ）決議と「不服申立て (reclamação)」

一九九五年簡易裁判所法（第九〇九九号）は、州簡易裁判所の判決が連邦高等司法裁判所（STJ）の判例と矛盾する場合には、連邦高等司法裁判所（STJ）の立場を優先する規定を置かなかつたため、これを解決するメカニズムが必要となった。二〇〇九年一月二月の連邦高等司法裁判所決議（Resolução STJ 12/2009）では、判決が「①反復上訴 (recurso repetitivo)⁽⁹⁰⁾ において判示された連邦高等司法裁判所（STJ）の判例に反する場合、②連邦高等司法裁判所（STJ）の重要判例要旨／スムラ (Súmula)⁽⁹¹⁾ に違反する場合、③催奇的 (teratológica)⁽⁹²⁾ であった場合に、当事者は州（又は連邦）上訴機関の決定に対する連邦高等司法裁判所（STJ）への不服申立てが可能である」(一条)とした。この決議を無効にして新たに出された二〇一六年三月の連邦高等司法裁判所決議（Resolução STJ 03/2016）では、「州（又は連邦）上訴機関の決定が次の場合において確立された連邦高等司法裁判所（STJ）の判例に反する場合、当事者は州高等裁判所 (Tribunal de Justiça) への不服申立てが可能である」とし、「①管轄引受付随事件 (incidente de assunção de competência: IAC)⁽⁹³⁾ ②反復請求決定付随事件 (incidente de resolução de demandas repetitivas: IRDR)⁽⁹⁴⁾ ③反復特別上告の判決 (julgamento de recurso especial repetitivo) ④連邦高等司法裁判所（STJ）の重要判例要旨／スムラ (Súmula) の要旨 (enunciados) ⑤連邦高等司法裁判所（STJ）の先例」(一条)とした。このように、簡易裁判所の上訴機関の決定が連邦高等司法裁判所（STJ）の判例に反するか否かを判断するため、州高等裁判所による当該管轄権の下請けが生じるに至った。州高等裁判所において、これらの不服申立ては、大法院 (Câmaras Reunidas) 又は専門部 (Seção Especializada)

により審理される(同決議一条)。そして、州高等裁判所が上訴機関の決定を維持した場合は、原則として連邦高等司法裁判所(STJ)への特別上告が認められる。

連邦高等司法裁判所(STJ)が、連邦高等司法裁判所(STJ)自身へのいわば上告たる不服申立てを認めていた二〇〇九年一二月決議を無効にして、州高等裁判所(Tribunal de Justiça)への不服申立てを規定する二〇一六年三月決議を公表した理由は、上訴機関の決定に対して提起される不服申立て件数がブラジル全土において著しく増加したことによる。しかしながら、二〇一六年三月決議は、「不服申立て(reclamação)」の概念及び州裁判所の管轄権に関する州自治の観点から批判されている。

「不服申立て(reclamação)」は、連邦憲法五条XXXIV号a)所定の「請願権(direito de petição)⁽⁹⁵⁾」の行使とやれ(連邦最高裁判所判例⁹⁶⁾、連邦最高裁判所(STF)及び連邦高等司法裁判所(STJ)に対する不服申立てについて同憲法中に明文規定が置かれている。連邦最高裁判所(STF)に関しては、同裁判所に帰属する権限について定める連邦憲法一〇二条本文I号「第一審として(originariamente)(次のことを)訴訟手続し裁判する」と1)「官公署の管轄権の保全及びその諸決定の権威の保障のための不服申立て(a reclamação para a preservação de sua competência e garantia da autoridade de suas decisões)」と定め、また、連邦高等司法裁判所(STJ)に関しても、同裁判所に帰属する権限について定める連邦憲法一〇五条本文I号f)に同内容の定めがあり、本来、当該裁判所の管轄権の有無が問題となる場合のほか、当該裁判所の判決に違反する決定を破毀し得るべく存在する制度である。つまり、当該裁判所の決定が尊重されない場合やその管轄権が侵害された場合に、当該裁判所を保護するメカニズムが「不服申立て」である。ところが、二〇一六年三月決議は、不服申立てを審理する裁判所が、それと矛盾する決定を行っていた裁判所ではないことが問題視されている。言い換えれば、州高等裁判所は、別の裁判所(連邦高等司法裁判所)の行った決定の違反に対する不服申立てを審理しなければならないのである。

二〇一五年新民事訴訟法では、旧新民事訴訟法に対応する規定のなかった「不服申立て」について新規に九八八条から九九三条で明文が設けられた。⁹⁷⁾ 九八八条では本文で「次の場合に当事者及び検察庁の不服申立てが可能である」とし、I号「裁判所の管轄権を保全するため」、II号「裁判所の判決や決定の権威を保障するため」、III号「合憲性のコントロールにおける連邦最高裁判所 (STF) の拘束的重要判例要旨 / スムラ・ヴィンクランチ (Sumula Vinculante) の要旨 (enunciado) 及び同裁判所の判決や決定の遵守を保障するため」、IV号「反復請求決定付随又は管轄引受付随の裁判において下された合議制判決の遵守を保障するため」と規定する。⁹⁸⁾ そして、同条一項で「不服申立てはその点においていかなる裁判所に対しても提起され得、また、その裁判 (Julgamento) は、その管轄権の保全、又は、その権限・権威の保障が求められるべき司法機関にその管轄権が帰属する」と定めており、当該規定にも二〇一六年三月決議は抵触する。

州自治及び州裁判所自治との抵触に関しても批判が存する。連邦憲法一二五条本文では、「州は、本憲法に定める諸原則を遵守し、その司法を組織する」と定め、同条一項で「裁判所の管轄は、州憲法で定められ、かつ裁判所組織法は、州高等裁判所の発議とする」と定めている。したがって、同規定と抵触する形で、二〇一六年三月決議は、法律の定めも連邦憲法の規定もない中で、州裁判所の管轄権を新たに創設していることになる。また、同決議は、「州高等裁判所において、これらの不服申立ては、大法廷 (Camaras Reunidas) 又は専門部 (Seção Especializada) により審理される」(同決議一条)とすることで、州高等裁判所の自律権も侵害する。

最後に、同決議一条で限定された「不服申立て」の範囲として、「連邦高等司法裁判所 (STJ) の先例」が含まれていることも、その対象が広がりすぎるとして批判されている。

(3) 非常上告における「一般的影響力 (repercussão geral)」

連邦憲法一〇二条Ⅲ号に基づいて形式的に非常上告が認められるとしても、その要件として、憲法違反の有無

がその争点となることに加え、「一般的影響力 (repercussão geral)」が認められる事案でなければならぬ。⁽⁹⁹⁾ 一般的影響力とは、法的、政治的、社会的、経済的観点から分析すべき、当該事件の当事者の主観的利益を超える重要な問題が、その憲法問題中に含まれている場合に認められるものである。⁽¹⁰⁰⁾ 一般的影響力のある事案として認められると、連邦最高裁判所が大法院 (Plenário) を開いて本案を分析し判決を下し、⁽¹⁰¹⁾ 当該判決は同種の事案について下級審にも適用されることになる。

連邦最高裁判所 (STF) 仮想大法院 (Plenário Virtual) は、州民事簡易裁判所の上訴機関の決定に対する非
 常上告について、二〇一五年三月二〇日付の三判決 (売買契約の代金支払債務不履行に関する ARE835833 RG/RJ、⁽¹⁰²⁾
 契約改訂に関する ARE837318 RG/SP 及び交通事故損害賠償に関する ARE836819 RG/SP) 全つにおつて「一般的影響
 力」を否定した。テオリ・ザヴァスキ (Teori Zavascki) 報告担当裁判官 (relator) による三判決の判例要旨
 (Ementa) は全て共通しており、「第九〇九九／九五法所定の州民事簡易裁判所の固有の本質及び性質からして、
 その管轄となる諸事案は、通常の審理で速やかな解決が与えられる、事実的かつ法的単純性を備えた私法的関係
 に基づく紛争から生じるものである。そのような諸事案は、非常に例外的な場合にのみ、憲法規範の直接適用を
 通じて解決される。そしてそうであるとしても、議論された憲法問題が……所定の一般的影響力を含む状況であ
 ることは珍しく、なかなかあり得ない」、「ゆえに、当該事案の経済的、政治的、社会的又は法的重要性を示す具
 体的諸状況及び客観的データの詳細な指標を伴って一般的影響力の要件が正当化されているような非常に例外的
 な状況においてのみ認められるべきものである」とした。

また、三判決文中全てにおいて、「一九九七年から二〇一四年九月までの間で、第九〇九九／九五法に従う州
 簡易裁判所の事案に由来する非常上告で一般的影響力が認められた事案は九件しかなく、それらは、(a) インフレ
 修正 (expurgos inflacionários)、(b) 消費関係に関する立法権、(c) コンピューターのワールドワイドウェブ上の内容

に関する事業者の民事責任、(d)簡易裁判所の機能に関する手続上の問題に関連する事案である」ことが指摘されている。

四 結びに代えて

ブラジルの法文化が高度に法律主義であり、法実証主義の伝統の下、書かれた形式的法規範を人知の節にかけ選び抜かれたものとして過大評価する傾向にあることが指摘されてきた。あらゆる社会関係は適切な立法により規律されるべきであり、法律の許可なしに何らの制度や実務も採用されるべきではないと考えられている。かかる思考法のもう一方の側面として、あらゆる問題は法律さえ制定すれば解決されると考えてしまうことが挙げられる。これは支配国であったスペイン・ポルトガルの負の遺産といえる思考様式であるが、法律の実効性や有効性を考えずに安易に公布し、都合が悪くなればまた新しい法律を公布するものの、これもまた実効性や有効性を欠く法律であったということを繰り返してきた。⁽¹⁰⁶⁾ 一九八四年少額裁判所法の制定と、この続編にあたる一九九五年簡易裁判所法の制定は、かような法文化に風穴を開けるものであったといえよう。⁽¹⁰⁶⁾

ブラジルの簡易裁判所制度は、アメリカ合衆国ニューヨーク州のスモール・クレームズ・コートと同様⁽¹⁰⁷⁾、日常的な商品やサービスの購入に伴うトラブルや事故などによって損害を被り、僅少な金額の紛争 (conflitos de pequena expressão econômica) に巻き込まれた一般市民 (cidadão comum) の事案に限定して、⁽¹⁰⁸⁾ 可能な限り調停や和解を模索しつつ、口頭、簡易、略式、訴訟経済及び迅速性という基準に従って訴訟手続が進められるものである (簡易裁判所法二条)。ところが、今日、簡易裁判所に持ち込まれる事件は、携帯電話の基本通話プランや健康保険といった電気通信、社会保障の公共政策に関わるものから、一九八七年ブレセル・プラン (金利、給与、家

賃の凍結)、一九八九年夏プラン(経済の凍結)、一九九〇年・一九九一年コロル・プランⅠ・Ⅱ(一定額を超え
る預金封鎖⁽¹⁰⁹⁾)による貯蓄預金ポウパンサのインフレ修正額返還を求める事案のように、過去のインフレ抑圧のた
めの国家経済政策にまで及ぶものが中心となっている。こうした中で、簡易裁判所は、初心に立ち返り複雑性の
乏しい事件について無償のADRを提供する機関たるべきことを追求すればするほど、結果として、消費社会の
進展に伴い、集团的利益の個別訴訟に立ち向かうという意味での事実上の管轄権の拡大が生じるジレンマに陥っ
ている。もはや通常裁判所民事部と大差がなくなりつつある。ブラジル判事協会(Associação dos Magistrados
Brasileiros: AMB)の調査によれば、通常裁判所ユーザーの満足度が四一・八%であるのに対して、簡易裁判所
ユーザーの満足度は七一・八%の高水準を保っているという。司法へのアクセスの問題は、単にアクセスの可能
性を広げるのではなく、正しい司法秩序(ordem jurídica justa)へのアクセスを実現してこそ意味がある⁽¹¹⁰⁾。

アダ・ペレグリーニ・グリノーヴェルは、そもそも消費者紛争が個別の調停を中核とした裁判外紛争解決には
不向きであることを指摘していた⁽¹¹¹⁾。消費者紛争が簡易裁判所に持ち込まれる件数に比して、事業者との間で成立
する調停件数が減少傾向にあることも司法統計及び聞き取り調査から明らかである。この要因として、①金融上
の収益を意図した、被告事業者による支払遅延の模索、②先例を作ることによる、新たな類似事案の提起に対す
る恐れ、③その背後に集团的性質を有する利益を隠し持つ個別請求の存在⁽¹¹²⁾、を指摘し得る⁽¹¹³⁾。つまり、共通の原因
を有し類似の消費関係に由来するいわゆる「同種個別的利益」(ブラジル消費者保護法典八一条三号)の事案は、
個別の和解的解決に委ねるべきものではない。携帯電話料金、銀行取引、健康保険・生命保険等の各種保険契約
がこれに該当し、一部の個別性を含む事案を除いては⁽¹¹⁴⁾、ワタナベの言葉を借りれば、相反する判決を避けた訴
訟経済上も、原子レベル(de forma atomizada)ではなく分子レベル(moleculamente)で対応すべきものといえ
る⁽¹¹⁵⁾。ブラジル判事協会を母体とする国家簡易裁判所集会(FONAJE)要旨(Enunciado) 139により確立された新

ルールでは、拡散的又は集合的な権利又は利益とともに同種個別的利益についての請求に関する簡易裁判所の管轄権の除外は、多数・大量性を有する個別請求にも集団訴訟にも適用され、簡易裁判所において集団訴訟提起を生じさせ得る諸事実を認識した場合、適切な措置のために検察庁及び／又は公共弁護士に事件を移送することになっている。

わが国の消費者裁判手続特例法についても、当該手続を適用する適切な事案の選別が問題となっている。原告適格を有する特定適格消費者団体においては、先行する差止訴訟における認容例等を検討しながら、選択能力の滋養が図られるべきことが指摘されている⁽¹⁶⁾。適用すべき事案の具体例として、約款、瑕疵担保、ネズミ講や悪質なマルチ商法の事案と並んで、「企業のビジネスモデル自体に対する異議申立てを意味する訴訟」⁽¹⁷⁾が挙げられていることは、本稿で指摘したブラジルの簡易裁判所に提起される消費者事件の問題状況（少額金銭請求の背後で一定の政策自体に異議を唱えている）と共通性を有し興味深い。また、ブラジル法からの示唆として、特定適格消費者団体による事案の選択能力の滋養のために、差止訴訟の認容例の他、例えば国セン（国民生活センター）ADRの対処事例等、行政型・民間型ADRの対処事例も参考となるといえよう。さらに突き詰めれば、全国の消費生活センターに寄せられる消費者相談から適切な事案を抽出することも可能といえるかもしれない。こうなれば、ブラジルのプロコン（PROCON）、メキシコのプロフェコ（PROFECO）、⁽¹⁸⁾コロンビアの市区代理人（Personeros Municipales y Distritales）⁽²⁰⁾などのように、国民生活センター及び消費生活センター自体に集団訴訟の原告適格を認める方向性も考慮されてよいであろう。

最後に、わが国の消費者裁判手続特例法は、ブラジル法には存在しない詳細かつ緻密な簡易確定手続（ブラジルでは判決清算手続）を定め、実際に共通義務確認訴訟が提起され原告団体が勝訴すれば、速やかに簡易確定手続に移行して迅速な賠償額の支払いが個別消費者に対してなされることが予定されている。一つの懸念として、

例えば優良誤認表示などの広告事案や不当勧誘事案のように、対象消費者は非常に多数でありながら個別の賠償額がかなり僅少となることが予想される事案は、適切な通知・公告の措置をとったとしても、消費者の加入意欲がどれほどのものか疑問が残る。実際のところ、僅少な金額の事案というのは実質的には「拡散的利益 (interesse diffuso)」(ブラジル消費者保護法典八一条一号)の侵害に等しい事案であり、このように拡散的利益侵害と同種個別的利益侵害は事象として完全に割り切れないことにも留意すべきである。⁽¹²⁾ ブラジルのように、一定の段階で原告団体が当事者に代わって執行し、特別基金などへ入れる(ブラジル消費者保護法典一〇〇条)といった制度の新設も同時に考慮されるべきように思われる。

(付記) 本研究は二〇一六年度慶應義塾大学法学事振興資金(共同研究)「ブラジルにおける消費者被害救済のための制度的な金銭支払制度の研究」、JSPS科研費「PJ16H03574、JP 25870721、JP21730092」の助成を受けた。

また、ポルトガル語の訳語について、サンパウロ大学法学部の二宮正人教授及びブラジリア大学文学部の向井裕樹教授にアドバイスを受けた。心よりお礼申し上げます。

- (1) 独立行政法人国民生活センター編『消費生活年報二〇一七』(国民生活センター、二〇一七年) 四頁。
- (2) 国セン(国民生活センター)ADRについて、藤森典子「国民生活センターADRの概要」国民生活ウェブ版 No. 24 (二〇一四年) 六〜九頁参照。
- (3) 野々山宏「消費者被害の法的救済制度—消費者裁判手続特例法と他の訴訟制度との比較—」国民生活ウェブ版 No. 24 (二〇一四年) 一〜五頁。
- (4) 上原敏夫、池田辰夫、山本和彦著『民事訴訟法〔第七版〕』(有斐閣、二〇一七年) 三〇二頁以下、長谷部由起子著『民事訴訟法 新版』(岩波書店、二〇一七年) 五頁。
- (5) わが国の簡易裁判所通常事件の全体の約八割を消費者信用関係事件(貸金、立替金、求償金請求事件等)が占め

しているとされる。しかし、これらの事件はいわゆる「業者事件」で、原告を事業者、被告を消費者とする事件である。貸金や割賦販売あっせん等を業とする会社は、業績を上げるために業務拡大の姿勢をとり、広く消費者に対して利用を宣伝するため、債権の焦げつく案件も少なくない。そこで、機動的かつ効率的な回収を図るために、消費者信用関係訴訟自体を債権回収業務の中に取り込み、コストを抑えるために顧問弁護士ではなく社員に担当させる。また、契約書には、訴額のいかんにかかわらず、本店所在地の簡易裁判所を合意管轄裁判所とする旨の文言を入れて、回収部門をおいた大都市の簡易裁判所に、社員を許可代理人として、大量に訴訟に持ち込んでいるのが実情である。以上、加藤新太郎編『簡裁民事事件の考え方と実務(第四版)』(民事法研究会、二〇一二年)一四八頁以下、岡崎昌吾著『簡裁民事訴訟の判例と実務』(民事法研究会、二〇一三年)二頁、一頁以下参照。

(6) 山本和彦著『解説 消費者裁判手続特例法「第二版」』(弘文堂、二〇一六年)、伊藤眞著『消費者裁判手続特例法』(商事法務、二〇一六年)、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者裁判手続特例法』(民事法研究会、二〇一六年)、消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』(商事法務、二〇一四年)、町村泰貴著『消費者のための集団裁判』(LABO、二〇一四年)。

(7) 三木浩一「日本版クラスアクションの立法について」(特集 日本・ブラジル消費者法の現状と展望(一)) 法学研究(慶應義塾大学) 八六巻九号(二〇一三年) 十七頁以下、同「講演」消費者集合訴訟制度の理論と課題」NB L一〇一六号(二〇一四年) 四五〜四七頁。

(8) ブラジルの消費者被害救済の場面では、行動調整合意 (compromisso de ajustamento de conduta) という集団型の交渉手法が多用されており、有効性も高く注目している。これは、集団訴訟の原告適格主体のうち検察庁やプロコン (PROCON) と違反者たる事業者の間で締結される裁判外の集団型合意であり(一九八五年公共民事訴訟法五条六項及び一九九〇年児童青少年規則二二一条、通常は集団訴訟提起に前置して行われる。この目的は、紛争に際して裁判外の合意による解決を模索することであり、権利侵害者が法律上の要請に合致する形で業務改善できるように合理的な期間を付与する。締結された合意は、債務名義 (título executivo) を構成し、ゆえに、不履行の場合には司法権に対して、直接の実現(合意内容の強制履行)を許容する。さらに、締結された合意に対する強制力を強化するために、罰金などの不履行の際の制裁を定める条項を置くことができる。検察庁が行う行動調整合意について、

MAZZILLI, Hugo Nigro. "Compromisso de Ajustamento de Conduta: evolução e fragilidades e atuação do Ministério Público", *Revista de Direito Ambiental*, vol. 41, pp. 93 e ss 参照。

(9) 二〇一五年ブラジル新民事訴訟法三条三項は、「和解及び調停並びにその他の合意に基づく紛争解決手法は、司法手続進行中であっても、裁判官、弁護士、公共弁護士及び検察庁のメンバーにより奨励されるべきである」と定めらる。

(10) 本文で詳述するように、ブラジルには連邦最高裁判所 (Supremo Tribunal Federal: STF) に対する非常上告 (recurso extraordinário) と連邦高等司法裁判所 (STJ) に対する特別上告 (recurso especial) という二種類の上告が存在する。連邦最高裁判所 (STF) は憲法を擁護する責務を負うため、同裁判所に対する非常上告は、憲法問題を含む控訴審判決に対して行われる (連邦憲法一〇二条Ⅲ号)。これに対して、連邦高等司法裁判所 (STJ) に対する特別上告は、連邦法違反やその解釈の誤りを含む控訴審判決に対して行われる (連邦憲法一〇五条Ⅲ号)。このように、連邦最高裁判所 (STF) は憲法裁判所としての機能を有し、連邦高等司法裁判所 (STJ) は民事及び刑事の連邦法解釈にかかる最終審としての機能を有する。

(11) ブラジルには通常裁判所と特別裁判所があり、前者の中に連邦裁判所と州裁判所が、後者の中に労働裁判所、選挙裁判所、軍事裁判所がある (二宮正人「ブラジルにおける裁判制度について (上)」JCAジャーナル五八巻七号 (二〇一一年) 一七頁以下)。司法権 (Poder Judiciário) 全体とは、これら五種類の裁判所全体を指す。

(12) 本文で詳述するように、簡易裁判所の判決に対して不服がある場合は、高等裁判所ではなく、簡易裁判所専属の不服申立て機関である上訴機関 (Turma Recursal) に対して上訴する。

(13) ブラジルの通常裁判所には、連邦裁判所と州裁判所という二種類が存在し、一九八八年ブラジル連邦憲法一〇九条で、連邦裁判所に係属する事件の種類が詳細に定められている (二宮正人「ブラジルにおける裁判制度について (下)」JCAジャーナル五八巻八号 (二〇一一年) 二五～二六頁)。要点としては、連邦裁判所は、連邦政府に關係するような公法領域の問題を刑事・民事を問わず取り扱うのに対して、州裁判所は、私法上の問題や州・地方自治体の問題を取り扱う。消費者に関する事件であれば必ず州裁判所に係属するというわけではないが、離婚、相続、消費者といった問題が州裁判所で対処されることが多い。

司法統計の読み方として、第二審裁判所全体、第一審裁判所全体、簡裁第二審にあたる上訴機関 (Turna Recursal) 全体、簡易裁判所全体には両裁判所 (連邦裁判所と州裁判所) の統計が合算されている。これに対し、州裁判所全体、州第二審裁判所全体、州第一審裁判所全体、州上訴機関全体、州簡易裁判所全体には、連邦裁判所を除いた州裁判所のみが統計が計上されている。なお、州裁判所全体のグラフには、州簡易裁判所及びその上訴機関を含む統計が計上されている。

(14) 州簡易裁判所に係属する消費者事件のランキングの内訳は、一位の事業者責任／慰謝料 (二八・七九%)、二位の事業者責任／財産的賠償 (三一・一五%)、一〇位の事業者責任 (二・六三%)、一位の消費契約／電気通信 (二・四〇%)、一三位の事業者責任／契約解消及び代金返還 (一・九四%)、一九位の消費契約／金融 (一・一〇%)、二〇位の申込み及び広告 (一・一〇%) である。

(15) 州上訴機関に係属する消費者事件のランキングの内訳は、一位の事業者責任／慰謝料 (二八・四四%)、二位の事業者責任／財産的賠償 (二・五三%)、九位の消費契約／電気通信 (二・五三%)、一〇位の消費契約／金融 (二・四四%)、一三位の事業者責任 (一・六三%)、一五位の事業者責任／契約解消及び代金返還 (一・五〇%)、一七位の事業者責任／契約改訂 (〇・八九%) 及び一八位の消費契約 (〇・八七%) である。

(16) 州第二審裁判所に係属する消費者事件のランキングの内訳は、二位の消費契約／金融 (六・二七%)、四位の事業者責任／慰謝料 (二・八二%)、一二位の消費契約／電気通信 (一・五四%)、一八位の事業者責任／契約改訂 (一・二四%) 及び二〇位の消費契約／健康保険 (一・一三%) である。

(17) サンパウロ州のセジュスキでは、一般民事事件と並んで、親族・相続事件を多く取り扱う。一般民事の調停成立率は六〇%前後であるのに対し、親族・相続は九〇%前後となっている。

(18) サンパウロ州 (内陸部・海岸地域) の地方都市には全部で約四〇〇の州簡易裁判所が設置されている。これらには、大学や法務局 (cartório) に付属して設置されているものも含まれる。リオ・グランヂ・ド・スール州では、全部で一六三ある裁判区 (comarcas) に民事簡易裁判所が設置されている。その他、市役所に設置された多数の調停審議会があり、また、大学 (一四か所) や法務局 (一三九か所) にも付属して設置されている民事簡易裁判所がある。リオ・グランヂ・ド・スール州では約千人の調停人と約八〇〇人の非職業裁判官が活動している。

- (19) カウンター業務は裁判所の顔となる部分であり、印象を左右するものであることから、さらなる充実が望まれるとのことである。外見や印象に対する意識が高いブラジル人らしいコメントであると感じた。
- (20) 一九八八年ブラジル連邦憲法九八条本文「連邦直轄区においては連邦、並びに州は、次のものを設置する」、同条I号「口頭かつ略式の手続 (procedimentos oral e sumariíssimo) を経て、複雑性の乏しい民事事件及び一定の軽微な犯罪に関する刑事事件の調停 (concliação)、裁判 (julgamento) 及び執行 (execução) の権限を有する職業裁判官又は職業裁判官の資格を持つ司法官により執り行われる特別裁判所。ただし、法律に定める場合には、第一審裁判官の小法廷 (turnas de juizes de primeiro grau) による和解 (transação) 及び控訴審 (julgamento de recursos) が認められる」。
- (21) 二宮正人「ブラジルの法制度」中川和彦、矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』（アジア経済研究所、一九八八年）三六七頁。
- (22) 二宮・前掲論文（注13）、二五～二六頁。
- (23) 二〇一七年の最低賃金は九三七レアル（約三二五〇〇円）であり、この六〇倍以下つまり五六二二〇レアル（約二〇〇万円弱）以下の訴額の事件が対象となる。
- (24) 一九九五年簡易裁判所法（第九〇九九号）一二条では、「訴訟行為は公開とされ、また夜間に行われる……」と定めるが、空港簡易裁判所は二四時間対応である。
- (25) サンパウロ州プロコンのウェブサイトで、クレームの多い事業者TOP10や各種ランキングを公表している。これらによれば、航空会社は、携帯電話会社及び金融機関と並ぶ苦情相談件数最多の三大事業者の一つである。
- (26) ブラジル民間航空局 (Agência Nacional de Aviação Civil: ANAC) による規制改訂に際して含まれた預け荷物の有料化に反対して、連邦総弁護士 (Advocacia Geral da União) や弁護士会などを原告としてブラジル各地で集団訴訟が提起された。第三区連邦地域裁判所 (サンパウロ州) は新規制の適用を停止する仮処分を認めたが、第五区連邦地域裁判所 (セアラ州) が、預け荷物を有料化する代わりに航空券料金を下げることや、オーバーブックの対応は個別交渉ではなく即代金返還とすること、国内線で三〇分以上の遅延の場合には別便への振りかえ又は返金をルール化することなど消費者に利益をもたらす改訂であるとしてその有効性を認めた。連邦総弁護士は連邦高等司法

裁判所 (STJ) に上告した。

(27) サポーター保護法 (Estatuto de Defesa do Torcedor) に関する二〇〇三年五月一五日の法律第一〇六七一号では、競技組織及びスポーツ実施団体の事業者性 (三条)、サポーターの安全に対する責任 (二四条) 及びサポーターの利益及び権利の裁判上の保護 (四〇条) について、消費者保護法典が準用されている。

(28) 一九九五年簡易裁判所法 (第九〇九九号) 九五条本文では、「州、連邦直轄区は、本法の施行から六か月以内に簡易裁判所を設置する」と定め、同条補項で、「本法の公布から六か月以内に、地方農村部 (áreas rurais) 又は人口希薄地域 (locais de menor concentração populacional) に存在する紛争を優先的に解決すべき巡回簡易裁判所が設置される」と定める。

(29) LESLIE, Margaret Anne, "A História da Justiça Itinerante". In: MIRANDA, Aline et al., *Juizados especiais federais*. Rio de Janeiro: Forense, 2005, p. 100.

(30) ブラジルの最低賃金 (salário mínimo) とは、雇用者が従業員に支払うべき最低限の月給のことである。この額は毎年変動する。本文にて後述するとおり、二〇一七年の最低賃金は九三七レアル (約三二五〇〇円) である。実際にはブラジルにおいてこの最低賃金で暮らすことは不可能に近い。政府関係機関の試算によればこの四倍程度が必要最低額であると見積もられている。しかし、ブラジルでは中流家庭でもポピュラーな家事使用人や、職場や学校の清掃関係者といった職種がこの最低賃金を受け取って暮らしており、また企業経営者にとっても人件費の増加につながる重要な問題である。最低賃金制度は一九三〇年に当時のブラジル大統領ジェトゥリオ・ヴァルガス (在任期間は一九三〇〜一九四五年及び一九五一〜一九五四年) が「フード・バスケット (食品支給) (Cesta Básica)」という制度とともに創設したものである。このフード・バスケットも現行制度として存続しており、統合労働法 (Consolidação das Leis do Trabalho: CLT) 四五八条で、企業が労働者に金銭で支払う給与の他に現物支給しなければならぬ食料品等について定められている。実際に、ブラジルの労働者は、給与の他に、現物の食料品支給として、一か月分の米、小麦粉、コーヒ、豆、バスタ、食料油、缶詰、ビスケットなどが入ったカゴを受け取る。このような現物支給に代えて、ミール・チケットやカードを支給する場合もある。最低賃金制度に関しては、一九四〇年五月一日のデクレト・レイ第二二六二号により最低賃金額が確定されたことにより、制度として発効した。一九四三年

五月一日のデクレト・レイ第五四五二号により統合労働法 (CLT) が制定されると、その七六条に最低賃金の明文規定が設けられた。この統合労働法はイタリアのムッソリーニ政権下の一九二七年労働章典 (Carta del Lavoro) をそっくりそのまま翻訳したもので (二宮正人「フィールド・アイ ブラジルから②」日本労働研究雑誌五六二号 (二〇〇七年) 一四五〜一四六頁)、そのため統合労働法七六条も一九二七年イタリア労働章典一七六条に着想を得たものである。労働者の社会的権利について定める一九八八年ブラジル連邦憲法七条IV号では、「住居、食料、教育、保健、余暇、衣料、衛生、交通及び社会保障に関し、本人及びその家族の基本的生活の必要を満たすに足りる、法律に定める全国一律の最低賃金。これは、購買力を維持するため定期的な調整を伴い、かついかなる目的をしても拘束することが禁止される」と定め、都市部・農村部、性別等を問わず全ての労働者が最低賃金を受け取る権利を有することを規定する。この連邦憲法の規定は、統合労働法 (CLT) 七六条 (及び一九二七年イタリア労働章典一七六条) の規定と基本的に変わらない内容となっている。

(31) サンパウロ州裁判所のサイトでは、トレーラーを利用した巡回簡易裁判所の活動が写真とともに紹介されている (<http://www.fjsp.jus.br/Especialidade/Tinerante>)。

(32) 自動車やバイクの購入を目的としたブラジルの無尽講のこと。月賦で五〇回払いで購入するが、それを前払いで毎月支払い、同時進行で毎月一定の金額を支払う者に、車 (バイク) が一台当たっていくシステムで、五〇か月後には参加者全員が自動車 (バイク) を購入したことになる。

(33) サンパウロ州簡易裁判所ピニエイロス支部では、申立人の氏名、個人番号 (マイナンバー)、相手方の氏名、訴額等を記入するだけの簡易なフォーマットが準備されている。また、申立人が非識字者の場合は、事務職員が代筆することになっている。

(34) アマゾナス州の巡船は、トゥピ・グアラニー語族先住民のニエエンガトゥ語で「良き判事 (juiz bom)」を意味する「カトゥイアラ (Cutuiara)」という名称が付与されている。巡回診療船としての機能を有するカトゥイアラもアマゾナス州保健所により運営されている。

(35) 簡易裁判所法 (一九九五年九月二六日の法律第九〇九九号) 九七条により、少額裁判所法 (一九八四年一月七日の法律第七二四四号) は明文で廃止された。

- (36) ブラジル法上の用語として、arbitragem と arbitramento は区別される。仲裁 (arbitragem) とは、当事者により選任された第三者たる仲裁人 (árbitro) による紛争解決を目的とした最終的決定を伴う手続であるのに対して、評定 (arbitramento) とは、ある物事の金銭的評価を行う評定人 (arbitrador) による一種の鑑定評価を意味し、執行・清算手続に組み込まれているものである。具体的に、ブラジル法では、統合労働法 (CLT) 八七九条に「評定 (arbitramento)」の定めがあり、これによれば、民事訴訟法六〇六条に基づき、確定判決又は当事者の合意がある場合 (a号)、清算目的物の性質上要請される場合 (b号) に行われる、一つの判決清算方式を意味する。具体的賠償額等が単純な計算式や事実証明により決められない場合に必要となる、専門家の判断や意見のことを指す。したがって、評定は、それ自体により紛争を終了する意味を持たず、単に評価するという意味のみを有する (GUNTHER, Luiz Eduardo, “Questionamentos sobre a utilização do instituto da arbitragem como forma de solução dos conflitos trabalhistas”, Revista do Tribunal Regional do Trabalho da 9ª Região (Rev. TRT - 9ª R. Curitiba), a. 33, n. 61, jul/dez 2008, pp. 2-7)。
- (37) VIDAL, Jane Maria Köhler, “Origem do Juizado Especial de Pequenas Causas e seu estágio atual”, Revista dos Juizados de Pequenas Causas - Doutrina e Jurisprudência, Porto Alegre, n. 1, v.1 (abr.), 1991, pp. 5-8.
- (38) ブラジルではインフレの弊害を修正すべく軍事政権下で導入された通貨価値修正制度が存在する。一九七七年以降、その修正係数はORTINの調整率一本に統一された。これについて、加賀美充洋「通貨価値修正制度とインフレーション」ラテン・アメリカ論集一三三号 (一九七九年) 八五頁以下、小林利郎「クルゼイロの為替相場調整」同九七頁以下、水上啓吾「累積債務問題以降の政府債務管理——一九九〇年代のブラジルにおける財政金融政策——」証券経済学会年報五一号別冊 (二〇一六—二〇一七年) 三—一頁以下参照。
- (39) 当時の通貨価値で最低賃金の約四・七六倍に相当する (SIQUEIRA CUNHA, Luciana Gross, “Juizado Especial: ampliação do acesso à justiça”, In: SADEK, Maria Teresa (Org.), *Acesso à justiça*, São Paulo: Fundação Konrad Adenauer, 2001, p. 43)。
- (40) CARDOSO, Antônio Pessoa, “Origem dos Juizados Especiais”, O Judiciário - Jornal mensal da associação dos Magistrados Catarinenses - Ano II, 2007.

- (41) リオ・グランヂ・ド・スール州判事のルイス・アントニオ・コルチーレアル (Luiz Antônio Corre Real) が初の審議会規則を定めた。
- (42) 連邦高等司法裁判所第三小法廷一九九一年三月一二日判決 (STF. 3ª Turma. REsp n. 6.019, MG. 1990/0011409-8. Rel. min. Eduardo Ribeiro, j. de 12.03.91, DJ 08.04.1991, p. 3884) によれば、「法律第七二四四／八四号 (少額裁判所法：筆者注) の枠外で設置されたいわゆる非公式調停裁判所 (Juizado Informal de Conciliação) は公的性質を有しない。そこで締結された合意は裁判外名義 (títulos extrajudiciais) として、民事訴訟法五八五条II号所定に対応する場合のように、法律で定められた場合にのみ執行力を有し得る。裁判で確定されなかったものは、権限を有する判事 (法律第七二四四／八四号五五条) により認可された場合に、法的な債務名義 (título judicial) の性質を獲得し得る」。
- (43) 調停仲裁審議会は、一九八三年五月三〇日にパラナー州高等裁判所長官であったアルセウ・コンセイサオ・マシャード (Alceu Conceição Machado) によりパラナー州判事協会 (Associação dos Magistrados do Paraná) の協力を得て同州クリチバ市に設置され、セルソ・ロトリーチ＝マセード (Celso Rotoli de Macedo) が初代判事となった。また一九八三年一月二三日にジョゼ・ルイズ・ペッソア＝カルドーン (José Luiz Pessoa Cardoso) 判事によりバイーア州バレイラス市にも設置された。
- (44) VIDAL, Jane Maria Köhler, op. cit., p. 6.
- (45) 一九八四年法による少額裁判所の設置について、二宮正人「ブラジルの法制度」中川和彦、矢谷通明編『ラテンアメリカ諸国の法制度』(アジア経済研究所、一九八八年) 三八二頁参照。
- (46) リオ・グランヂ・ド・スール州では、一九九六年の決定一号 (Resolução 01/96) により監督審議会が廃止されて以降、少額裁判所／簡易裁判所は州裁判所からの独立性を希薄化させていった。
- (47) SIQUEIRA CUNHA, Luciana Gross, *Juizado Especial: criação, instalação, funcionamento e a democratização do acesso à justiça*, São Paulo: Saraiva, 2008, p. 15.
- (48) VIANNA, Luiz Werneck et al., *A Judicialização da Política e das Relações Sociais no Brasil*, Rio de Janeiro: Revan, 1999, p. 167.

- (49) 調停成立率は五〇%を超えつづいたと云ふ (MARINONI, Luiz Guilherme, ARENHART, Sérgio Cruz, *Curso de Processo Civil: Processo de Conhecimento*, v. 1, 6^ª ed., São Paulo: RT, 2006, p. 690)。
- (50) 行政改革省の事務次官や大臣を務めたシヨマン・ピケット＝カルネイロ (João Piquet Carneiro) は「アメリカ合衆国ニューヨーク州の少額裁判所スモール・クレームズ・コート (Small Claims Court) を訪問した後、一九八二年七月四日付「エスタード・ヂ・サンパウロ」紙への寄稿文で、同様の少額裁判所の設置を擁護しながらも、法的相違に由来するブラジルへの制度移植の難しさを吐露していた (CARNEIRO, João Piquet, “A Justiça do pobre”, *Revista da AJURIS*, N^o 25, 1982, p. 68 e ss)。結果として、リオ・グランヂ・ド・スール州の調停仲裁審議会の試みが、法文化的困難を払拭する契機となった。カルネイロは後 (一九九二年五月二日) にポルトアレグレ市の少額裁判所を訪問した際、少額裁判所法 (法律第七二四四／八四号) の草案起草において「アジュリス」の関与が決定的役割を果たしたと回顧している (CARNEIRO, João Piquet, “Juizado Especial de Pequenas Causas (Avaliação de experiência do Rio Grande do Sul)”, *Revista dos Juizados de Pequenas Causas: doutrina – jurisprudência TJRS*, n. 5/6, 1992, p. 13)。
- (51) イタリア、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ合衆国、ロシア、ポーランド、ハンガリー、日本、中国、メキシコ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ウルグアイ及びチリの簡易裁判所制度に関する比較法研究により、①弁護士の代理によらない訴訟手続、②無償、③第一審の合議制、④裁判官の権限の拡大、⑤調停を通じた口頭主義の効率化といった共通項が抽出された (LAGRASTA NETO, Caetano, “Juizado Especial de Pequenas Causas e Direito Processual Civil Comparado”, In: WATANABE, Kazuo (Coord.), *Juizados Especiais de Pequenas Causas. Lei n^o 7.244, de 7 de novembro de 1984*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1985, p. 96; LAGRASTA NETO, Caetano, *Juizado Especial de Pequenas Causas no Direito Comparado*, São Paulo: Oliveira Mendes, 1998, p. 60)。
- (52) CARNEIRO, João Piquet, “O Acesso à Justiça Pública: uma experiência de juizado de pequenas causas”, *Revista do Serviço Público*, v. 39, n. 4, 1982, pp. 39-45.
- (53) VIANINA, Luis Werneck et al., *op. cit.*, p. 173.
- (54) AZEVEDOMAGALHÃES PINTO, Oriana Piske de, “Abordagem histórica e jurídica dos juizados de pequenas

causas aos atuais juizados especiais cíveis e criminais brasileiros”, Revista TJDF, n° 02, 2008, pp. 50 e ss.

(15) WATANABE, Kazuo, “Filosofia e Características Básicas do Juizado Especial de Pequenas Causas”, In: WATANABE, Kazuo (Coord.), *Juizados Especiais de Pequenas Causas. Lei n° 7.244, de 7 de novembro de 1984*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1985, p. 8.

元連邦高等司法裁判所 (SPTJ) 判事で一九七一年に外務省研修生として来日経験のあるマサシ・ウエダも、日本の少額裁判所法が日本の「示談」制度から着想を得たことを指摘する。また、示談、和解、調停が好まれる日本社会で、仲裁がその文字通りの意味で浸透することは難しく、建前と本音に覆われた調和と均衡を意味する「和」の精神が、可能な限り調和を求める社会における生活様式をもたらし、基礎となることと述べる (UYEDA, Masami, “Breves reflexões sobre o sistema jurídico japonês à luz do direito comparado”, Artigos, Edição 195, Editora JC, 2016)。

(16) PELLEGRINI GRINOVER, Ada, *Teoria Geral do Processo*, 30ª ed., São Paulo: Saraiva, 2014, p. 147.

(17) WATANABE, Kazuo, *op. cit.*, p. 2.

(18) DINAMARCO, Cândido Rangel, “Princípios e critérios no Processo das Pequenas Causas”, In: WATANABE, Kazuo (Coord.), *Juizados Especiais de Pequenas Causas. Lei n° 7.244, de 7 de novembro de 1984*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1985, p. 118.

(19) DINAMARCO, Cândido Rangel, “A Lei das Pequenas Causas e na Renovação do Processo Civil”, In: WATANABE, Kazuo, (coord.), *Juizados Especiais de Pequenas Causas. Lei n° 7.244, de 7 de novembro de 1984*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1985, p. 207.

(20) PELLEGRINI GRINOVER, Ada, “A Conciliação Extrajudicial no quadro participativo”, In: PELLEGRINI GRINOVER, Ada (Coord.), *Novas Tendências do Direito Processual*, Rio de Janeiro: Forense Universitária, 1990, pp. 217–233.

(21) 国家簡易裁判所集令 (FONAE) 要旨54により、複雑性は実体法上ではなく証明の対象について評価される。

(22) 一九七三年旧民事訴訟法二七五条は略式訴訟手続 (procedimento sumário) に従う事件について定めており、同条1号では、訴額が最低賃金の六〇倍以下の事件とした上で、同条2号では、「その訴額に関らず (qualquer que

seja o valor)」、(a)農村部賃貸借及び分益農制度 (parceria agrícola)、(b)共有者への共有物を原因とするあらゆる金額の請求、(c)都市部又は農村部の建物における損害賠償請求、(d)陸路の交通事故により生じた損害賠償請求、(e)執行手続の場合を除き、交通事故により生じた損害に関連する保険金請求、(f)特別法に定めがある場合を除き、専門職 (profissionais liberais) の報酬請求、(g)贈与の撤回、(h)法律に定められたその他の場合を列挙する。また同条補項では、人の身分及び能力に関する請求は略式訴訟手続に従わないことを定める。

二〇一五年新民事訴訟法の制定により一九七三年旧民事訴訟法は廃止されたが、新民事訴訟法一〇六三条において「特別法の制定まで、一九九五年九月二六日の法律第九〇九九号所定の民事簡易裁判所は、一九七三年一月一日の法律第五八六九号 (旧民事訴訟法…筆者注) 二七五条II号所定の事件の手続及び裁判のために継続して管轄権を有する」と規定する。二〇一五年新民事訴訟法では一般略式訴訟手続 (procedimento comum sumário) が廃止されたため、旧法下の略式訴訟手続 (procedimento sumário) と通常訴訟手続 (procedimento ordinário) の区別が失われ、一般訴訟手続 (procedimento comum) 一本となった。これは、実務において、旧法下の一般略式訴訟手続と一九九五年簡易裁判所法 (第九〇九九号) 下の民事簡易裁判所手続の管轄となる対象事件が重なり合う中で、民事簡易裁判所の方が選択されてきたことによる (WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, *Breves Comentários ao Novo Código de Processo Civil*, 2ª ed., São Paulo: RT, 2016, p. 2496)。

(63) これらの管轄権の基準が、かつての少額裁判所の管轄権を拡大して再構成し、訴額 (限度額要件) と事案 (事物的要件) とらう二基準に区分したことにちなみ、REINALDO FILHO, Demócrito Ramos, *Juizados Especiais Cíveis*, São Paulo: Saraiva, 1999, p. 3 参照。

(64) 二〇一七年の最低賃金九三七レアル (約三二五〇〇円) の二〇倍以下とは、一八七四〇レアル (約六五万円) 以下となる。

(65) MC n.º 15465-SC, 3ª turma, rel. Min. Nancy Andrighi, j. de 28.04.2009.

(66) 少額裁判所法 (七二四四/八四号) 三条では、「財産権に関する事件で、裁判の時点で国において有効な最低賃金の二〇倍を超えず、かつ、次の事柄を目的 (訴訟物) とする事件は経済的少額事件として考慮される。I – 金銭債

- 権、Ⅱ－消費のための製品及び役務の製造者又は事業者の責任による、特定の動産の引渡請求又は為す債務の履行、Ⅲ－動産及び自力で動く動産 (coisas semoventes)〔動物のこと…筆者注〕と定められていたため、限度額要件とⅠ～Ⅲ号の事物的要件は重疊的であった。
- (67) 少額裁判所法四〇条では、「判決の執行は、管轄を有する通常裁判所で手続される」と定めていた。この理由として、行政改革省の大臣を務めたエリオ・ベルトランは、執行段階においても完全な口頭主義を貫くことの不都合性を指摘する (BELTRÃO, Hélio, “Lei n.º 7.244/84: Exposição de Motivos”, In: WATANABE Kazuo, (coord.), *Juizados Especiais de Pequenas Causas. Lei n.º 7.244, de 7 de novembro de 1984*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1985, p. 213)。
- (68) <http://ri.consumidorvencedor.mp.br/> (リオ・デ・ジヤネイロ州の検察庁による『消費者・勝者』のサイト)。
- (69) 一般弁護士に相談する場合は弁護士報酬が発生する。弁護士費用がかからない公共弁護士に相談するには、収入が二〇〇〇レアル以下の弱者であることが条件となっている (二〇一六年一月七日公共弁護士高等審議会決議第一三四号)。
- (70) 残余財産 (resíduos) に関しては、「遺言に関する規定に基づく事由」という短い説明のみがなされている (NEGRÃO, Theotônio, BONDIOI, Luis Guilherme Aidar, GOUVÊA, José Roberto Ferreira, FONSECA, João Francisco Naves da, *Código de Processo Civil e Legislação Processual Em Vigor*, 47ª ed., São Paulo: Saraiva, 2016, p. 100)。「一例として、相続に際し、作成された相続財産目録に記載されたもの以外に、当該相続に関して事後的又は副次的な議論が生じることがあり、これが残余財産と呼ばれている。
- (71) CÂMARA, Alexandre Freitas, *Juizados Especiais Cíveis Estaduais, Federais e da Fazenda Pública: uma abordagem crítica*, Rio de Janeiro: Lumen Juris, 2010, p. 27.
- (72) 国家簡易裁判所集会 (Fórum Nacional de Juizados Especiais: FONAJE) は、ブラジル判事協会 (Associação dos Magistrados Brasileiros: AMB) を母体とする団体で、簡易裁判所実務にかかわる全国の判事らの交流と情報交換、簡易裁判所における手続の統一化や標準化を目的として一九九七年に設立された。
- (73) 稀に、裁判所や検察庁、公共弁護士の事務職員を経て国家試験を受験する者もいるとのことである。これらの国

家機関の事務職員となるための国家試験については、法学部卒業である必要はなく、行政学部など他学部卒業であっても受験資格を有する。

(74) 渡辺千原「裁判の専門化と裁判官」立命館法学三三九・三四〇号(二〇一一年)六四七頁以下参照。

(75) 国家簡易裁判所集会 (FONAJE) 要旨14により、制裁条項は裁判官により合理的に確定される範囲内で訴額上限を超えて定めることができる。

(76) 調停人の氏名を明記して、①調停サービスの満足度、及び、②調停制度自体の満足度を五段階評価で記入するとともに、③調停の進行のためにルール説明が適切だったか、④一方当事者に有利に見えた否か、⑤他のサービスを「販売」しなかったか、⑥調停室から満足して退室したか、⑦合意形成への圧迫を感じたか、⑧和解的解決機関として評価し得るか、が質問事項となっている。

(77) 反訴は認められておらず、被告は、答弁において、訴訟物を構成する同一事実可依拠する限り、本法三条所定の制限内で、被告のための訴えを行うことができる(三一条本文)。原告は、被告の訴えに対して、当該法廷で返答することができ、又は、新たな日程の指定を要請することもできる(三一条補項)。

(78) 各当事者ともに証人は三名まで呼ぶことができる(三四条)。必要であれば裁判官が証人の召喚を要請できるが、その費用は当事者の負担となる。当事者は、審理と裁判〔審判〕期日の五日前までに裁判所事務局に証人の召喚を要請しなければならない(三四条一項)。呼び出しを受けた証人が正当な理由なく出頭しない場合の公権力の介入も規定されている(三四条二項)。

(79) 国家簡易裁判所集会 (FONAJE) 要旨95により、非職業裁判官は一〇日以内に非職業裁判官に判決提案書を提出しなければならない。

(80) 明文規定が存在しないため、学説及び判例では議論がある。連邦高等司法裁判所 (STJ) 第三小法廷二〇〇九年四月二八日決定 (MC n. 15.465-SC, 3ª turma, rel. Min. Nancy Andrighi, j. de 28/04/2009) の判決要旨 (Ementa) によれば、「事件の複雑性すなわち簡易裁判所の管轄権は、鑑定の必要性の有無とは何ら関係しない」。この事案では、サンタ・カタリーナ州の簡易裁判所判決の執行を停止する目的で同州通常裁判所に対して求められ拒絶された権利保障令状に基づく保全処分可否が問題となった。控訴人は、控訴理由として簡易裁判所の管轄権が及ばないことを主

張しており、その理由の一つとして、本件では鑑定が必要であることも簡易裁判所の管轄権を除外する理由となることを主張しつつある。GAIO JÚNIOR, Antônio Pereira, *O Processo nos Juizados Especiais Cíveis Estaduais, Federais e da Fazenda Pública*, 2ª ed., Belo Horizonte: Del Rey, 2015, p. 63 以下。「管轄権の確定に関しては、訴額 (valor) と事物 (matéria) との二つの基準があるのみである。事件の複雑性すなわち簡易裁判所の管轄権は、鑑定の必要性の有無とは何ら関係しない」として上記連邦高等司法裁判所 (STJ) 判決を引用する。BORRINO ROCHA, Felipe, *Manual dos Juizados Especiais Cíveis Estaduais, Teoria e Prática*, 9ª ed., São Paulo: GEN/ Atlas, 2017, p. 181; ALMEIDA, Pedro Francisco da Silva, “Da prova pericial nos Juizados Especiais Cíveis”, *Âmbito Jurídico*, Rio Grande, XIX, n. 148, maio 2016; MALUF, André Luiz, OLDEMBURG, Raphael Alves, “A prova pericial nos Juizados Especiais Cíveis: uma reflexão sobre sua aplicabilidade”, *Revista de Direito dos Monitores da UFF*, n.º 14, 2013, p. 100-101.

(81) 国家簡易裁判所集会 (FONAJE) 要旨102により、民事上訴機関の報告担当判事は、上訴機関、統一機関及び上級裁判所のスムラや支配的判例と明らかに異なる不当な上訴を拒絶し、また、同要旨103により、上級裁判所の重要判例要旨/スムラ (Sumula) や支配的判例と明らかに対立する決定について上訴を認めることができない。

(82) リオ・グランヂ・ド・スール州のかつての調停仲裁審議会や少額裁判所の時代は、当該裁判所に対する異議申立てという形をとっていたという。当時は、上訴部 (câmaras recursais) と呼ばれた合議体が審議会や少額裁判所が設置された各裁判区において月一程度開催されていた。

(83) サンパウロ市内には全部で五つの上訴機関が設置されている。

(84) 敗訴した場合に支払う訴訟費用は、全部勝訴と一部勝訴の場合で異なる。

(85) 連邦高等司法裁判所 (STJ) 重要判例要旨/スムラ (Sumula) 二〇三号「簡易裁判所の第二審機関により下された判決に対する特別上告は認められない」。

(86) 連邦最高裁判所 (STF) 重要判例要旨/スムラ (Sumula) 六四〇号「訴額上限内の」管轄権を有する事件における第一審判事 (juiz de primeiro grau nas causas de alçada) により、又は、民事及び刑事の簡易裁判所の上訴機関により下された判決に対しては非常上告が認められる」。

- (87) 連邦憲法一〇二条Ⅲ号「a)この憲法の規定に違反するとき、b)条約又は連邦法の違憲性を宣告するとき、c)この憲法に照らし、争われた地方政府の法律又は行為を有効とするとき」。
- (88) 連邦憲法一〇五条Ⅲ号「a)条約又は連邦法に違反する、又はそれらの効力を否定するとき、b)連邦法に照らして争われた地方政府の法律又は行為を有効とするとき、c)連邦法の解釈が、他の裁判所によってなされた解釈と異なるとき」。
- (89) 州簡易裁判所よりも後に設置された連邦簡易裁判所 (JEF) 及び税務簡易裁判所については、連邦高等司法裁判所 (STJ) の判例等が優先するメカニズムを定めた明文規定が置かれている。連邦簡易裁判所 (JEF) については、二〇〇一年法第一〇二五九号一四条において、本文で「法律の解釈において上訴機関 (Turmas Recursais) により下された実体法上の問題に関する決定間に相違が存在する場合は、連邦法解釈統一の訴えが可能である」とした上で、二項「異なる地域の (上訴) 機関間の決定の相違又は連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨/スムラ (sumula) 若しくは支配的判例に反して下された決定の相違に基づく訴えは、連邦裁判所調整役の出席の下で、上訴機関の判事らにより構成された、統一機関 (Turma de Uniformização) により審理される」四項「実体法上の問題において、統一機関により採用された決定が連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨/スムラ (sumula) 若しくは支配的判例に反する場合、当事者は相違を解消すべく、当該 (連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨/スムラ) 意思表示を行うことができる」。具体的な手続の流れとして、連邦簡易裁判所 (JEF) から同上訴機関 (Turma Recursal) を経て、案件に従い「異なる地域の上訴機関間の決定の相違」であれば地域的統一機関 (Turma Regional de Uniformização: TRU) に、「連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨/スムラ若しくは支配的判例に反して下された決定の相違」であれば国立統一機関 (Turma Nacional de Uniformização: TNU) にそれぞれ申し立てる。このような不服申立て制度が明文で存在するため、連邦高等司法裁判所 (STJ) は、連邦簡易裁判所の上訴機関の合議体判決に対する不服申立て (reclamação) を認めなく (STJ, 1ª Seção, AgrG na Rel 7.764/SP, Rel Min. Benedito Gonçalves, j. de 24.10.2012)。税務簡易裁判所にひいては、二〇〇九年法第一二一五三号一八条において、本文で「実体法上の問題にひいては上訴機関 (Turmas Recursais) により下された決定間に相違が存在する場合は、法解釈統一の訴えが可能である」と定め、同条三項後段で「……下された決定が連邦高等司法裁判所

(STJ) の重要判例要旨 / スムラに反する場合、訴えは後者 (連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨 / スムラ) により判決される」と定め、また一九条において本文で「……統一機関により採用された決定が連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨 / スムラに反する場合、当事者は相違を解消すべく、当該 (連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨 / スムラ) 意思表示を行うことができる」と定める。このように、税務簡易裁判所に関しては、申立ての対象が、連邦高等司法裁判所 (STJ) の重要判例要旨 / スムラに反する場合のみに限定されている。なお、連邦高等司法裁判所 (STJ) は、同裁判所の支配的判例に反する税務簡易裁判所の上訴機関の合議体判決に對する不服申立て (reclamação) を認めない (STJ. 1ª Secção. Rel. 22.033-SC. Rel. Min. Mauro Campbell Marques. j. de 8.4.2015. Info 559)。

(90) 反復上訴 (recursu repetitivo) とは、同一の論旨である場合や、同一の法律問題に基づく上訴群を指し示す用語である。ある上訴が反復上訴とされると、連邦高等司法裁判所 (STJ) の最終判断まで元の裁判所で審理中断となる。二〇一五年新民事訴訟法一〇三六条では、連邦高等司法裁判所 (STJ) で審理させるべく、元の裁判所の長官に二、三のサンプルとなる事件を抽出する権限を付与する (WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, op. cit., pp. 2431-2433)。

(91) ブラジル法におけるスムラ (Súmula) とは、社会に当該判例を知らしめると同時に判例の統一を図る目的で、ある特定の問題について出されるある裁判所の統一解釈又は多数解釈を記載した覚書のことである。いわゆる重要判例要旨のことである。

(92) 催奇的判決とは、常識や公共の利益に反する歪曲し論理が破綻した判決のことをいう。

(93) 管轄引受付随事件は、二〇一五年新民事訴訟法九四七条以下に新制度として規定された。個別事件ではあるが大きな社会的影響力 (repercussão social) を有する実体法又は訴訟法上の法律問題を含む事件 (本文)、及び、別の合議体や小法廷の判決との相違を防止し又は統合すべき事件 (四項) について、第二審裁判所 (や連邦高等司法裁判所、連邦最高裁判所) は専門部などの別の合議体 (二項) で審理し判決を下すべきとするもので、社会的影響力のある事案や同一裁判所内で相反していた判決に関する統一ルールの確立を目的とした制度である (WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, op. cit., pp. 2207-2209)。

- (94) 反復請求決定付随事件は、二〇一五年新民事訴訟法九七六条以下に新制度として規定された。判決の統一を図ることを目的とした制度で、第二審判事による「モデル訴訟」が確立された場合、これが同一の論旨や同一の法律問題に基づく反復請求における共通問題を審理する際の指針となり、第一審判事は、具体的事例ごとの特殊性に配慮しつつも、「モデル訴訟」の基準を適用しなければならぬ (WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, op. cit., pp. 2279-2282)。
- (95) 連邦憲法五条本文では、「全ての者は、いかなる性質の差別もなく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人及び外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全及び財産権に関する権利の不可侵が保障される」とし、XXXIV号「公課 (taxas) の支払いに関係なく、全ての者に対し下記のもものが保障される」a)「権利の防御のため又は権力の不法若しくは濫用に対し、公権力に請願する権利」と定める。
- (96) ADI 2212, Rel. Min. Ellen Gracie, Tribunal Pleno, j. de 02.10.2003.
- (97) 不服申立ての法的性質に関しては、(訴訟上の) 訴え (ação) には当たると考えられているものの、裁判所の内部規則で定められた裁判所における一部部内監査 (correção parcial) とも異なり (この点に関して、今日、不服申立て制度の存在意義は、不作為に関する中間判決に対する不服申立て (agravo de instrumento de omissão) が認められなごことと関係する)、単なる付随事件 (incidente) にも限定されず (STJ, 1ª Seção, Rel. 502/GO, j. 14.10.1998, rel. Min. Adhemar Maciel, DJ 22.03.1999, p. 35)、『また控訴 (recurso) にも当たらなごうなごう (STJ, 1ª Seção, Agrg na Rel. 16194/SC, j. 26.03.2014, rel. Min. Mauro Campbell Marques, DJe 02.04.2014)』。ブラジルにおいて、控訴 (recurso) とは、―当該手続内で―ある決定や判決を変更し、無効にし又はその補充 (suprimento) を決定するよう、再検証機関に対して提起するものに限定される。これに対して、不服申立ての認容は、不服申立ての対象たる行為や処分 (ato) が行われた同一手続内で付与されるものではない。不服申立てにおいて、不服申立ての対象たる決定の代わりに別の決定がなされるわけではないので、判決の変更は生じない。判決の不足部分が、裁判所の決定、先例又はスムラの不遵守に由来するものであり、裁判する法的義務の不履行に由来するものでない場合に、不服申立ての対象たる決定や判決の補充命令 (mandamento para suprimento de decisão reclamada) が下されるのみである (WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, op. cit., pp.

2302-2303)。

(98) このうち、Ⅲ号及びⅣ号は、新民事訴訟法公布後の二〇一六年二月四日の法律第一三二五六号による改正後の法文である。

(99) 「一般的影響力 (repercussão geral)」は、連邦憲法一〇二条三項、新民事訴訟法一〇三五条 (旧新民事訴訟法五四三-A 条及び五四三-B 条) 及び連邦最高裁判所内部規則三三二条以下にその定めが置かれている。二〇〇四年の憲法修正四五号により導入された手続的な仕組みであり、連邦最高裁判所 (STF) に係属する訴訟件数の減少に役立っている。一般的影響力を否定して裁判を拒絶するためには、連邦最高裁判所 (STF) の裁判官 (全一人) のうち八人の賛成が必要である。

(100) 連邦最高裁判所 (STF) のウェブサイトでは、「判例 (jurisprudência)」というタブと並んで「一般的影響力」という独立のタブがあり、キーワードなどで事案とその一般的影響力の認否を検索することができる。

(101) 連邦最高裁判所 (STF) は一人の裁判官で構成され (連邦最高裁判所内部規則二条)、裁判長を除く五人ずつの二つの小法廷 (Turma) (連邦最高裁判所内部規則四条)、及び、一人全員の裁判官で構成される大法廷 (Plenário) がある。

(102) 本件 (ARE835333 RG/RS, Rel. Min. Teori Zavascki, DJE 26.03.2015) は、リオ・グランヂ・ド・スール州内陸部クルス・アルタ市の小規模地方生産者を原告、ブラジルの乳製品メーカーであるブラジレイチ (Brasleite) 社とトゥイウチ (Tuuti) 社を被告として、牛乳五三二〇リットルの販売代金三三九七レアル (約一二万円) の支払いを求めた事案であった。牛乳は原告の生産者から Brasleite 社に売却された後、Tuuti 社に転売されていたため、Tuuti 社の訴訟当事者適格がないことを認めないことは法的安定性を害するとして Tuuti 社により抗告付帯非常上告 (recurso extraordinário com agravo: ARE) が提起された。

抗告付帯の非常上告及び特別上告は、二〇一五年新民事訴訟法九九四条Ⅷ号に定められている。これは、特別上告や非常上告が認められなかった場合に、当事者、被害を受けた第三者又は検察庁により提起される (新民事訴訟法九九六条本文及び補項)、最高裁判所 (STF) や連邦高等司法裁判所 (STJ) への上告のことである (同一〇四二条)。例えば、最高裁判所 (STF) がある憲法問題について一般的影響力の不存在を認定したことを根拠として、非常上

告を認めなかった第二審裁判所の決定や判決に対して抗告付帯非常上告が認められる (WAMBIER, Teresa Arruda Alvim, DIDIER JR., Fredie, TALAMINI, Eduardo, DANTAS, Bruno, op. cit., pp. 2453-2454)。

(103) 本件 (ARE837318 RG/SP, Rel. Min. Teori Zavascki, DJE 25.03.2015) は、金融機関のアイモレー (Aymoré) 信販との間で締結された契約において、複数の利率が不当に含まれていたことから、総額二六二二レアル (約九万円) の非償弁済が発生したとして、消費者保護法典四二条補項に基づき弁済額の倍額請求権を行使した事案である。第一審のサンパウロ州民事簡易裁判所はこれを認めなかったが、第二審の同州上訴機関において消費者保護法典六条Ⅲ号 (様々な製品及び役務に関する、分量、特徴、成分、品質、付随的な税金、代金及び生じ得る危険〔リスク〕) についての正確な明細列挙を伴う適切で明確な情報) 及び五一一条Ⅳ号 (消費者を過度に不利な状況に置く不公平かつ不当と考えられる義務を規定する製品又は役務の供給に関連する契約条項、又は、信義誠実若しくは衡平と相容れない不公平かつ不当と考えられる義務を規定する製品又は役務の供給に関連する条項)、XV号 (消費者保護システムと適合しない条項) に基づき利率が濫用的で無効であるとして一部認容されたため、第三審として信販会社により提起された非常上告事件であった。信販会社は、(a) 両当事者の合意により締結された契約であること、(b) 利率が中央銀行 (Banco Central) により認められたものであったこと、(c) 消費者保護法典五二条に従い利率に関する情報提供義務を果たしたことを理由として、連邦憲法五条XXXVI号 (法律は、既得権、完全な法律行為及び既判力を侵害しない) 違反を主張した。また、連邦憲法五条XXXV号 (法律は、権利の侵害又は脅威に対する裁判所の審理を排除しない) 及びLV号 (司法裁判手続又は行政裁判手続における係争当事者及び刑事被告人一般に対しては、対審と並んで (防御に) 内在する手段と控訴を伴う広範な防御が保障される) 違反についても主張し、二階層の審級制が保障されるべきことを主張した。

(104) 本件 (ARE836819 RG/SP, Rel. Min. Teori Zavascki, DJE25.03.2015) は、車両交通事故の事案で、第一審及び第二審では事故の過失の証明がなく、あらゆる賠償請求が認められなかったため提起された非常上告である。上告人は、旧民事訴訟法五四三-A条二項に基づく公益・一般的利益を有するため一般的影响力が認められると主張した。証明責任に関する旧民事訴訟法三三三三二条Ⅱ号違反を主張するとともに、合わせて、連邦憲法五条XXXV号及びLV号並びに九三三A区号 (司法権の諸機関の全ての審理は公開とし、全ての決定は、無効の制裁の下に、正当な根拠を有するも

のでなくてはならない。法律は、情報に対する公益上の要請がある場合を除き、一定の訴訟行為において、当事者とその弁護士又は弁護人のみに出廷を限ることができる) 違反も主張された。

- (105) ROSENK, Keith S. *O jeito na cultura jurídica brasileira*. Rio de Janeiro: Renovar, 1998. pp. 53-54.
- (106) 連邦高等司法裁判所判事のファチマ・ナンシー・マンドリーキ (Fátima Nancy Andrighti) は「特別な司法 (Justiça Especial)」と考慮されるべきものとなったとして、簡易裁判所の創設がブラジル司法の歴史において真の分水嶺となったと述べている (ANDRIGHTI, Fátima Nancy, “Primeiras reflexões sobre o pedido de uniformização de interpretação no âmbito dos Juizados Especiais Cíveis e Criminais”. In: FUX, Luiz; NERY JR., Nelson; WAMBIER, Teresa Arruda Alvim (Coord.). *Processo e Constituição - estudos em homenagem ao Professor José Carlos Barbosa Moreira*. São Paulo: RT, 2006. p. 461)。
- (107) 貧者の法廷 (Poor Man's Court) と呼ばれるニューヨーク市のスモール・クレームズ・コートでは、パターナリスティックな権限を行使することが期待される強力な判事により、調停に仲裁を組み合わせた手法が用いられ、結果として拘束力を伴う仲裁合意が示されても、教育や資産を欠く弱者たる移民は判事の権威を尊重する傾向にあるといふ (KESLER, Amalia D., “Arbitration and Americanization: The Paternalism of Progressive Procedural Reform”, 124 *Yale L.J.*, 2956)。
- (108) WATANABE, Kazuo, *op. cit.*, p. 7.
- (109) 岡本和之「コロール・プランとブラジル経済」ブラジル・マクロ経済調査〈特集〉基金調査季報六九号 (一九九一年) 一四一―一六頁。
- (110) WATANABE, Kazuo, “Acesso à justiça e sociedade moderna”, In: GRINOVER PELLEGRINI, Ada; DINAMARCO, Cândido; WATANABE, Kazuo (Org), *Participação e processo*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1988, p. 128.
- (111) GRINOVER PELLEGRINI, Ada, *op. cit.*, p. 281.
- (112) MONDAINI, Marco, “O Acesso à Justiça nos Juizados Especiais Cíveis: uma análise sociológica”. In: *Sociedade e Acesso à Justiça*, Recife: Editora Universitária UFPE, 2005, pp. 73 e ss.

- (11) FERRAZ, Leslie Sherida. *Acesso à Justiça: uma análise dos Juizados Especiais Cíveis no Brasil*. Rio de Janeiro: Editora FGV, 2010, p. 124.
- (114) 急性虫垂炎を発症し手術を要したため、カノアス救急病院まで搬送した事案で、原告消費者は急病の場合は保険契約締結後二四時間経過すれば保険金請求が可能となると主張したのに対し、被告保険会社は本件事実では保険契約締結後一八〇日間は保険金請求できないと主張して対立した。リオ・グランヂ・ド・スール州の簡易裁判所上訴審である上訴機関は、原告の主張を認容した上で、契約債務の不履行は通常は慰謝料を発生させないが、本件で原告が被った苦痛は深い精神的ショックを引き起こしており、四〇〇〇レアル(約一四万円)の精神的損害にかかる賠償義務を生じさせると判示した (Rio Grande do Sul, Turmas Recursais, Recurso Cível, n. 71001777606, 1ª Turma Recursal Cível, Rel. Ricardo Torres Hermann, Acórdão em 06.11.2008, DJ 12.11.2008)。
- (115) ワタナベは、原子というその物質の性質を有しない状態ではなく、物質としての性質を有するようになる最小の単位である分子の状態で紛争解決にあたるべき必要性を指摘する (WATANABE, Kazuo, "Demandas Coletivas e os Problemas Emergentes da Práxis Forense", *Revista de Processo*, n. 67, 1992, pp. 14-23)。
- (116) 山本・前掲書(注6)、三二二頁。
- (117) 山本和彦ほか「消費者裁判手続特例法の実務対応(上)」NBL一〇六四号(二〇一五年)七頁「二之宮義人」。
- (118) 山本豊「新訴訟、問われる法務対応」日本経済新聞二〇一四年八月一九日第二五面参照。
- (119) プロフェコ (Procuradoria Federal de Protecção al Consumidor: PROFECO) とは、メキシコの連邦消費者保護局のことで、基本的にはわが国の消費者庁に当たるが、国民生活センターの要素も併せ持つ。二〇一一年の連邦民事訴訟法 (Código Federal de Procedimientos Civiles) の改正により第五編 (Libro Quinto) 「集団訴訟 (De las Acciones Colectivas)」が新規導入され、プロフェコはその五八五条本文1号で原告適格を付与されている。
- (120) コロンビアでは、一九九八年民衆訴訟及びグループ訴訟法 (Ley 472/1998 Acciones Populares y de Grupo) の下で、グループ訴訟の原告適格として、個別の侵害を受けた自然人又は法人の他、被害者の要請がある場合又は保護を欠く状況にある場合にオンブズマン (Defensor del Pueblo)、市区代理人 (Personeros Municipales y Distritales) が認められている (四八条)。

(121) わが国では二〇一六年から改正景品表示法により一定の不当表示に対する課徴金制度が導入された。ブラジルでも消費者保護法典五六条I号で課徴金制度が存在するが、同種個別的利益の判決清算に基づく個別の金銭支払いや拡散的利益侵害に基づく公共慰謝料とは別個独立で重畳的に適用される。このため、違反事業者は、課徴金納付に加えて、同違反行為に関連して集団訴訟が提起され請求が認容される場合には、第一段階目の概括給付判決で命じられる公共慰謝料の支払い（これは特別基金へ納入）、及び、第二段階目の判決清算手続を通じた個別消費者への金銭支払いを全て行わなければならない。